



2022 現況のご報告



 静岡市農業協同組合

住所 静岡市駿河区曲金5丁目4番70号
電話 代表 054 (285) 8311



この冊子は、農協法54条の3に定められた経営内容の開示のための冊子(ディスクロージャー誌)です。

目 次

ごあいさつ	1
組合の経営理念・方針	
1. 経営理念	3
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	3
事業の概況（令和3年度）	3
事業・活動のトピックス（令和3年度）	10
地域・文化への貢献と農業振興	
1. 地域貢献情報	12
2. 農業振興活動	12
コンプライアンス・リスク管理への取り組み	
1. コンプライアンス（法令遵守）への取り組み	13
2. リスク管理への取り組み	13
3. 内部監査体制	15
4. 金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決）制度への対応	15
5. 金融商品の勧誘方針	16
6. 個人情報保護方針	17
当組合の概況	
1. 組合の機構	18
2. 組合員の状況	19
3. 組合員組織の状況	19
4. 役員の状況	19
5. 会計監査人の状況	20
6. 職員の状況	20
7. 役員・職員の報酬について	20
8. 沿革・歩み	20
9. 店舗・地区等の状況	21
事業のご案内	
1. 主な事業の内容	22
2. JAバンク基本方針・系統セーフティネット	26
3. 商品・サービスのご案内	28
経営資料編	
1. 決算の状況	37
2. 経営指標	54
3. 信用事業の状況	55
4. 共済事業の状況	63
5. その他の事業の状況	64
6. 自己資本の充実の状況	65
7. 連結情報	78
8. 連結自己資本の充実の状況	100
開示項目掲載ページ一覧	110

ごあいさつ



組合員並びに地域の皆様には、日頃より農協事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

J A 静岡市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについてわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2022 現況のご報告」を作成いたしました。皆様が、当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、まだまだ予断を許さない状況にあり、このことが世界的なサプライチェーンの混乱を招き、さらに今般の国際情勢の緊迫化により、農業分野においては食料安定供給のリスクが現実のものになっています。燃料、原材料、配合飼料など生産資材が高騰し、安定生産、営農継続に支障をきたしかねない状況になっています。

金融面においても日銀によるマイナス金利政策が継続され、利回りの低下が続くなど資金運用が難しく、J A の収支も厳しい状況が続いています。

令和 3 年度は、「新時代への挑戦」をテーマとした 3 か年計画の 2 年目として、「担い手の育成・確保」「基盤整備」「販売機能強化」を柱に、農業生産の拡大に努めるとともに、厳しい環境変化への適切な対応を図るため、経営改善をはじめとした「不断の自己改革」を実践し、農業所得の増大と地域に必要とされる農業協同組合の役割発揮に役職員一丸となって取り組みました。

「担い手の育成・確保」では就農支援講座「魅来」と「新生」を継続し、さらに県のがんばる新農業人支援事業や農の雇用事業への取り組みを行いました。「基盤整備」では東豊田地区の中間管理機構関連基盤整備事業において、池田工区に続き本年度は国吉田工区が採択され、事業進捗が図られました。「販売機能強化」では販売活動の中止や縮小が余儀なくされましたが、コロナ禍に見合った農産物の販売方法や商品開発により、販売高の伸長に努めました。

J A 経営においては、事務の効率化や労働生産性の向上を目的とした「スマート農協」の実現に取り組みました。また、営農経済事業・成長効率化プログラムにより、経済事業の収支改善に取り組むとともに、持続可能な経営基盤の確立・強化のため、組合員の皆様のご理解をいただき店舗再編整備に取り組みました。

今年度も環境変化への対応や質の高いサービスの提供のため、「農業所得の向上」「担い手及び組合員の育成」「持続的な経営基盤の確立」を基本とした事業運営及び自己改革を進めてまいりますので、組合員の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

組合員の皆様の負託にこたえるため、今後も役職員一丸となって取り組んでまいりますのでご理解・ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝をお祈りいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和 4 年 7 月

静岡市農業協同組合
代表理事組合長 大原 正和

当 J A の概況

◎ プロフィール

1. 設 立	平成 4 年 9 月 1 日	静岡市内 5 農協合併 静岡市農業協同組合として発足
2. 本店所在地	静岡市駿河区曲金 5 丁目 4 番 70 号	
3. 出 資 金	18 億 2,170 万円	
4. 活 動 地 区	静岡市葵区、駿河区	
5. 総 資 産	4,232 億 3,292 万円	
6. 貯 金	3,900 億 6,012 万円	
7. 貸 出 金	1,320 億 8,782 万円	
8. 長期共済保有高	8,683 億 489 万円	
9. 購買品供給・取扱高	21 億 1,109 万円	
10. 販売品販売・取扱高	40 億 1,396 万円	
11. 組 合 員 数	正組合員	8,982
	准組合員	18,313
12. 役 職 員	役員	理事 23 名
		監事 6 名
	職員	514 名
13. 単体自己資本比率	12.88%	

令和 4 年 3 月 31 日現在

組合の経営理念・方針

1. 経営理念

私たち J A 静岡市は、

1. 農の豊かさを次世代に伝えます。
2. 暮らしの豊かさを組合員・地域住民に提供します。
3. 心の豊かさを地域とともに育みます。

2. 経営方針

J A 静岡市は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則に基づき行動すると共に、農業と地域社会に根ざした組織として社会的役割を誠実に果すことを使命とします。

3. 経営管理体制

当 J A の機関の内容

当 J A は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思を反映させるため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和 3 年度）

営農指導事業は、現 3 か年計画の 2 年目という重要な年であり、「担い手の育成」「施設園芸の振興」「基盤整備の推進」「生産部会の強化」という大きな目標を掲げ取り組んでまいりました。

昨年担い手支援課が新設され、主要な担い手支援対策並びに基盤整備事業そして施設園芸振興に特化して業務を推進することで、担い手の確保、育成が図られています。特に重要なことは、新規就農者の受け入れ体制の整備であり、栽培管理の指導だけでなく、農地や施設など新規に農業に従事するための環境をつくっていかねばなりません。

本年も新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、計画した事業やイベントが中止や縮小が余儀なくされましたが、作物ごとコロナ禍にみあった農産物の販売方法や商品開発により、昨年より販売高を伸ばしている作物もあります。

しかし、そのような中でも、影響を受けている方は、国の救済策として発動された「一時支援金」「月次支援金」「復活支援金」の事業により、営農課および営農経済センターと連携協調し、一部の組合員の皆様にご活用いただき、一定の支援ができました。

また、JA自己改革の一環として進めてきた「農業チャレンジ支援事業」と、新たに設置した「アタック営農支援事業」については、組織だけでなく個人への助成拡大をはじめ、いくつかの支援内容により、生産者に活用されています。

将来の地域農業の担い手を育成するための就農支援講座「魅来」と「新生」については、受講者の将来ビジョンの策定と意識改革を図ることに加え、営農指導職員との絆を深める効果につながっています。この他、県のがんばる新農業人支援事業や農の雇用事業への取り組みも行い、徐々にではありますが新規就農者確保に結びついております。加えて、新規就農者や現役担い手の規模拡大に資するため、JA静岡市として「担い手サポートリース」により、融資と合わせ適時的確な設備投資相談を展開しております。

さらに、組合員教育対策の一環として、次代の協同組合を担う人財育成のための「JA静岡市組合員大学（組合員講座）」では、JAの経営者と組合員の境のない意見交換や経営者自らによるJAの事業紹介といった有意義な講義を行い、受講者の理解と高い評価をいただいております。

東豊田地区の中間管理機構関連基盤整備事業では、池田工区につづき本年度は国吉田工区が採択され、地権者と担い手の双方に有益かつ、将来に残る農地基盤整備の検討を地元農地基盤整備推進協議会が中心となり県営事業として進めています。

さて、部会強化対策については、茶業振興の一つである本山茶ブランド強化対策として、コロナ禍ではありますが、全国茶品評会に7点を出品して4点が入賞し、園主の皆様にはそのご労苦に対し改めて敬服の念に堪えません。

いちごでは、苗の確保及び年内出荷量拡大を目指し、育苗管理の徹底と炭そ病対策等を行い、年内から年明けにかけ販売高を拡大することができました。また、県のがんばる新農業人支援事業では、JA静岡市苺委員会の協力を得て指導農家を擁立し、新規就農者の育成確保に努める体制を整えました。

葉生姜は、生産者の努力により販売高は向上しましたが、種生姜の確保が大きな課題となっております。JAとして種生姜確保を支援するため、管内への生産委託を推進し、委託農家及び健全種生姜の確保に努めてまいります。

自然薯は、生食向けの市場流通はもとより、加工商品の売れ行き好調により、販売高が増加し、部会員の結束が好結果につながっています。また、新規の就農者を受け入れることにより、部会員の増加についても取り組みをすすめております。

柑橘については、青島温州、ゆら早生等部会ごと、計画的にマルチによる被覆面積を拡大し生産基盤を強化しています。果樹についても、同様に産地再生計画に沿って改植、新植を行い、面積の拡大と樹齢若返りを図っており、キウイフルーツの東京ゴールドは今後も面積の拡大が期待されます。

農業後継者支援事業としては、各営農経済センターでアグリスクールを開催し、農業の基礎を学ぶことからはじめ、担い手の育成・確保に努めてきました。また、本年度新たに本店各部署が連携し、実技農園圃場の確保・農地整備を行い、准組合員を対象とした「じまんの農業塾」を開講しました。ここでは農業の基礎と実技を学習していただき、試験的ではありますがじまん市へ出荷を実施し、じまん市出荷量の拡大に向け取り組んでいます。

本年は静岡市が進めている「人・農地プランの実質化」に向け、作物や組織ごとに将来の担い手への農地の集積を目的に、地域でしっかりと話し合いを行い、実質化に向けたアンケートの取りまとめが実施されました。

購買事業は、コロナ禍における経済活動の変化により肥料をはじめとして資材価格が高騰し、厳しさを増している中、農業の活性化と農業所得向上というJAの原点と使命を実現すべく、「出向く体制」を強化し事業展開を図ってまいりました。地区担当者をはじめ地域農業の担い手に育成指導のできるTACなどの充実強化をすることにより、組合員サービスの向上とニーズを的確にとらえる購買事業を目指し活動してまいりました。

生産資材については、組合員の農業所得向上のためコスト削減に努めました。肥料価格については、肥料年間予約注文書を刷新し、品目集約のなかで特別推進銘柄を設定し、予約特別価格での商品提案を行い、年間予約での有利性を発信することにより、多くの組合員様に予約注文をいただきました。農薬価格については、除草剤キャンペーンに取り組むとともに、予約農薬の注文とりまとめにも積極的に取り組み、組合員の生産コスト削減に努めてまいりました。

生活資材については、「生活感謝祭」を開催予定でしたが、コロナ感染拡大により開催中止を余儀なくされました。しかしながら、各組織、購買利用研究委員会、女性部の皆様のご協力により、ミニイベントを各地で開催させていただき多くの組合員とふれあうとともに生活事業の拡大を図ることができました。

販売事業は、「農家所得の向上」を最大の目的として、市場販売はもとより直接販売強化に取り組んできました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、飲食店需要が低下しているため山葵・畜産の販売は低迷しました。一方で、花卉については需要が回復してきており、計画比 101.2%、前年比 120.7%となりました。

じまん市事業は、農家の所得向上に向け、各じまん市出荷委員会・営農経済センターと連携して種子代の支援や栽培講習会を開催して、生産者の出荷数量の増加と品質の向上に努めました。農産物の出荷状況は8月の長雨の影響による出荷量の減少、10月～12月は天候に恵まれ出荷量増加による野菜相場の低迷と、食品衛生法の改正に伴い加工品の業種で営業許可が必要になったことから、加工施設の設置等、設備投資が必要となり、漬物類の出荷者が減少した影響で、じまん市販売高は17.8億円で計画比95.8%、昨年比98.8%となりました。

特販事業は、JA静岡市特産品のPRと販路拡大を図るため、県内の営業活動を中心に営業強化を図り、新規取引先10件を獲得し、カタログ販売や直接販売の取引強化ができました。また、じまん館では、毎月イベントを計画的に実施し、季節ごとの特産品のPRを徹底し、販路拡大を図りました。ネット販売では、新たに「ブランドショップじまん館」をネット販売として立ち上げ、販路の拡大を図りました。

加工事業は、新茶前の気候状況に恵まれ、例年よりも早い新茶商戦のスタートとなりました。茶業センターでは、静岡本山茶特有の旬の香り、味をいち早く全国の消費地に届けるため、工場生産に力を注ぎ早期販売に努めました。昨年、相次いで中止になったイベント販売も、じまん市等でイベント販売を開催し、リーフ茶のPRや産地消費活動に努めました。コロナ禍の影響もあり本年度も他県へのイベント参加は出来ませんでした。茶商への営業及び提携ファーマーズへの営業を随時行い、消費地へ静岡本山茶のPRと営業販売を行いました。製品販売高は、計画対比88.5%、事業総利益計画対比99.6%となりました。

信用事業は、マイナス金利政策により金融機関にとって厳しい状況でした。組合員・利用者ニーズに即した金融サービスを提供していくため、事業改革を通じてJAの強みを活かしたサービスの提供や各部門との連携を強化し、総合的な事業展開を図りました。貸出業務では、住宅ローン・農業融資・マイカーローンなど資金ニーズへの対応力を強化し、収益確保に取り組めました。

共済事業は、地域密着の事業運営により組合員・利用者・地域住民に対して最良のサービスと安心・信頼の保障を提供しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり推進活動が制限されましたが、徹底した感染防止対策を講じ、ライフアドバイザー（LA）を中心に「ひと・いえ・くるま」の総合保障の推進活動を展開しました。また共済契約者様のお宅に訪問し、「共済金の請求忘れが無いかなどを確認する3Q活動を展開することにより、契約者の皆様とのつながりを深め、「信頼関係の構築」「契約者満足度の向上」を図りました。

開発事業は、組合員の経営安定を目指し、賃貸物件の斡旋、相続等による土地売買の仲介に取り組めました。また、相続個別相談会の開催、生産緑地地区の申請支援により組合員へ情報提供を行い、法律、税務等の個別相談は専門家による無料相談会で対応しました。

企画部門は、准組合員との関係強化と農業生産を応援する組合員の育成については、実技農園を整備し、准組合員が農業生産を学び、じまん市への出荷を目指す「じまんの農業塾」を開講しました。

店舗再編整備については、店舗再編整備計画に沿って令和4年1月8日にあさはた北支店および安東支店をあさはた支店へ、令和4年1月22日に国吉田支店を東豊田支店へ統合しました。また、長田支店建て替え建設では、基本計画を策定しました。

広報業務は、農業・JAの総合事業を地域住民へPRし、地域農業への理解醸成と農業生産の拡大につなげるため広報誌やコミュニティー誌、SNSなど対象者を明確にして情報発信をしています。ホームページは令和4年4月リニューアルに向け、見やすく使いやすいページ作りに取り組めました。また、令和3年度は「JA広報大賞」という広報活動に対する最高峰の賞をいただきました。皆さまのご支援・ご協力に感謝いたします。

総務部門は、持続可能な経営基盤を確立するため、管理関係ではJA経営の健全性の維持のため物件費の抑制に取り組み、保守修繕費、施設管理費の抑制に努めました。安定したJA経営を確保するためBCP（事業継続計画）を再検討し、正組合員確保運動による経営基盤強化に努めました。

人事関係では要員管理の徹底と人材育成に取り組むとともに、働き方改革への対応を進めるとともに、利用者目線での店舗づくりを目的にCS向上に努めました。

リスク管理部門は、債権管理、事務リスク、法令等遵守におけるリスクを早期に見つけ出し、効果的な対応策を検討し取り組みました。審査業務は、規定や法令等を遵守した厳正な審査と厳格な資産自己査定を実施しました。リスク管理業務は、自律的コンプライアンスの確立を目指し組織・職場風土の改革を行うため、役員による逸脱処理の根絶等を訴えるメッセージの発信、逸脱処理発生時の対応想定訓練、内部通報制度の再構築、他店舗へ出向き業務のプロセスを検証す

るクロスチェックを実施しました。リスク未然回避態勢の充実と管理者の日常管理・検証能力の向上のため、臨店指導、管理者研修会を開催しました。

監査室では、組合の事業経営目的の効果的な達成に役立つことを目的として、全事業所における内部管理態勢等の適切性・有効性の検証について重点監査項目を中心に監査を実施しました。特に今年度は、監査の重点項目に「組織風土・職場風土改革の取組状況の検証」を加え、一般職員に対して、内部統制システムに関することや自立的コンプライアンスの確立についてヒアリングを実施しました。また、平成29年度から取組を開始した内部監査のリスクアプローチ監査については5年目を迎えました。各事業所に対する年度ごとのリスク評価を内部監査計画の策定に役立てました。内部監査計画については、今年度も計画通り実施でき、監事監査やみのり監査法人の監査についても連携を図り計画通り対応することができました。

その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

内部統制に関する体制について

法令を遵守し、健全なJA経営により組合員や利用者の皆さまが安心してJAをご利用いただくために、以下のとおり『内部統制に関する基本方針』を策定し、適切な内部統制の構築及びその運用に努めます。

内部統制に関する基本方針

1. 理事や職員の職務の執行が法令や定款を遵守するための体制
 - (1) JAの経営理念を共有し、コンプライアンスの重要性を徹底することで、役職員は常に法令・規則や定款等を遵守して行動します。
 - (2) 法令や定款・諸規程に違反する重要な事実を発見した場合には、監事に報告するとともに、対応策を協議・検討し速やかに是正します。
 - (3) 内部監査部署は、内部統制の検証・評価を行います。また、内部監査で指摘を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
 - (4) 業務に関して倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談や通報ができるヘルプライン制度を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
 - (5) 監事監査、内部監査、監査人は密接に連絡し、適正な監査を行います。
 - (6) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - (1) 文書や情報の取扱いに関する方針や規程に従い、理事会や委員会の議事録等の職務執行にかかる情報を適切に保存・管理します。
 - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切に保存・管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程等やその他の体制
 - (1) 様々なリスクに対応するため、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
 - (2) JAの事業活動で発生しうるリスクを把握・評価し、損失のリスクを適切に管理します。

4. 理事や職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 役職員が効率的に職務を遂行することができるよう、職制、機構や業務分掌を明文化し、指示命令系統を明確にします。
 - (2) 中長期の視点を踏まえて、事業計画や部門別事業計画を策定します。また、目標の管理を適切に行い、事業計画の達成に向けた効率的な管理を行います。
 - (3) 各業務における規程やマニュアル、業務手続書等を整備し、効率的に業務を執行します。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性が確保できる体制を整備します。
 - (2) 監事と定期的に協議を行い、十分な意思疎通をはかり、監事の効率的かつ効果的監査の実施を支援します。
6. 子会社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「子会社管理規程」に基づき、事業に関する重要な方針、事項を監督し、適切な指導を行います。
 - (2) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の事業計画の達成、法令等の遵守状況等を適切に監督します。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - (1) 会計基準や法令等を遵守した各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
 - (2) 適正な財務報告の作成のため、決算担当部署に必要な人員を配置します。

また、会計・財務等に関する専門性を向上させるための人材育成に努めます。
 - (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適切な開示に努めます。
 - (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

(策定日) 平成 30 年 8 月 24 日

業務の適正を確保するための体制の運用状況について

「内部統制に関する基本方針」に基づき、今年度、J Aが取り組んだ内容にかかる運用状況は次のとおりです。

1. 理事や職員の職務の執行が法令や定款を遵守するための体制

当 J Aは、基本理念を実践するため、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。また、業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。加えて店内検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めています。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

理事の職務の執行に係る重要な情報は一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっています。

3. 損失の危険の管理に関する規程等やその他の体制

J Aをとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会で定期的に協議・検討を行っています。

4. 理事や職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。また、教育訓練計画を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。また、内部監査部署には監事と十分に連携するよう指示し、監事監査の実効性が確保できるよう支援しています。

6. 子会社における業務の適正を確保するための体制

子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めています。

7. 財務情報等その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

経理規程・要領等を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めています。

なお、上記の項目については、監事はその運用状況を監査しています。

以上

対処すべき重要な課題

- ・担い手の確保・育成、労働力の確保
- ・生産部会強化
- ・営農・購買・販売の連携
- ・基盤整備
- ・販売機能強化
- ・新時代に対応した事業改革
(経済事業改革、信用・共済事業改革、開発事業改革)
- ・物件費の抑制
- ・適正な要員配置
- ・准組合員との関係強化
- ・新時代に対応した店舗体制の構築

事業・活動のトピックス（令和3年度）

- 令和3年 4月 1日 入組式・辞令交付
7日 第29回青壮年部総会
9日 「組合員大学」開講
14日 新茶初取引
14日 第29回女性部総代会
15日 准組合員「じまんの農業塾」開講
27日 監事会・理事会
- 5月 1日～ 各支店で新茶シーズンをPR
8日 献上茶謹製事業
27日～ 花生産者を応援「静岡市の花を飾ろう」キャンペーン
27日 監事会・理事会
28日 茶詰めの儀（JA静岡市本店）
29日 北部じまん市15周年祭
- 6月 15日 静岡県桃果実品評会
23日 監事会・理事会
24日 新規就農者養成講座「新生」開講
29日 第30回通常総代会
30日 農業後継者塾「魅来」開講式
- 7月 8日 オトナ女子短大「シズ・カレ」6期生卒業式
17日 親子農業体験「ソレイユくらぶ」開講
21日 JAしみず女性部と交流会（JA静岡市本店）
27日 監事会・理事会
28日 茶生産青年茶審査技術競技会
- 8月 18日 女性部がフードバンク・キッズカフェへ食料寄贈
24日 基盤整備事業ドローン測定
24日 監事会・理事会
25日 いちご委員会総会オンライン開催
- 9月 10日 しずはたじまん市リニューアルオープン
22日 静岡市へカーブミラー寄贈
22・27日 交通安全宣言書警察署に提出
24日 監事会・理事会
28日 新嘗祭献穀事業「抜穂祭」

- 令和3年 10月 1日 移動金融車「オクシズ号」運行開始
8日 ほんやま自然薯部会市長を訪問・寄贈
14日 オトナ女子短大「シズ・カレ」8期生入学式
16日 北部じまん市来客数 450 万人達成
26日 特殊詐欺未然防止に感謝状（上土支店）
27日 監事会・理事会
- 11月 16日 自然薯品評会
16～19日 全国茶品評会「出品茶審査会」静岡で開催
17日 献茶奉告祭・口切りの儀
23日 浅間神社新嘗祭
24日 玄米品評会
26日 監事会・理事会
27・28日 産業フェア 2021
- 12月 7日 女性部助け合いグループに厚生病院から感謝状
17日 本山茶品評会
18日 あさはたじまん市 20 周年祭
21日 青壮年部茶部会茶互評会
24日 監事会・理事会
- 令和4年 1月 8日 店舗統廃合（安東支店・あさはた北支店→あさはた支店）
12日 耕種セミナー
21日 いちご祭り（品評会・即売会・慰問）
22日 店舗統廃合（国吉田支店→東豊田支店）
25日 貯蔵ミカン・ポンカン果実品評会
25日 監事会・理事会
- 2月 7日 女性部米一人一合運動キッズカフェへ寄贈
14日 中晩柑品評会
22日 県発表大会で最優秀賞受賞（藁科ブロック女性部）
25日 監事会・理事会
- 3月 10日 食農教材教本管内小学校へ配布
15日 市政策要請に対する回答報告会
17日 特殊詐欺未然防止に感謝状（しづはた支店）
22日 グリーンティーフォーラム
25日 監事会・理事会

地域・文化への貢献と農業振興

1. 地域貢献情報

J Aは、農業者を中心に地域の皆様が組合員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営される協同組織であり、農業・地域の活性化に資する地域金融機関を目指しています。

また、皆様からお預かりした貯金等の資金は、資金を必要とする組合員や地域の皆様などにご融資し、農業、事業や暮らしのお手伝いをさせていただいております。

J Aは金融ばかりでなく総合的に事業活動をしています。また、農業や助け合い活動を通じて、次のように地域社会・文化への貢献に努めています。

- ・ 農業体験（准組合員や地域の皆様を対象とした野菜作り講習会等）
- ・ 1支店1協同活動（店舗周辺や農道の清掃活動等）
- ・ 交通安全運動（カーブミラーの寄贈等）
- ・ 環境問題への取り組み（クールビズ・ウォームビズ運動の実施等）
- ・ 献血運動、清掃活動
- ・ 高齢者への支援（介護施設への食材提供等） など

2. 農業振興活動

J Aは、農業に基盤をおいた協同組織です。農業は地域の重要な産業であり、J Aは地域農業の振興のため次のような事業・活動を展開しています。また地域環境、青少年の教育などにも農業は有益と考えており、農家の組合員とともに地域の皆様が農業と触れ合う機会を提供しています。また、持続可能な地域農業・J A経営の確立を目指し、農家組合員の農業所得の向上の実現のため自己改革を実践しています。

- ・ 安全、安心な農産物づくりへの取り組み
（生産履歴記帳運動・ポジティブリスト制度への対応等）
- ・ アタック営農支援事業の実施や農業後継者・新規就農者への支援
- ・ 無料職業紹介所を通じた担い手支援や農福連携への取り組み
- ・ 農業関連融資への取り組み
- ・ ファーマーズマーケットの充実
- ・ 地産地消の推進
- ・ 学校給食事業、農業体験等を通じた食育への取り組み など

コンプライアンス・リスク管理への取り組み

1. コンプライアンス（法令遵守）への取り組み

コンプライアンスとは、企業が企業活動を行うに際して、関係法令等を厳格に遵守することをはじめ、社会規範を全うすることをいいます。

【コンプライアンス基本方針】

当JAは、金融機関の一員として、その社会的責任を果たし、皆様が安心してご利用できるよう、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことが重要と考えています。そのため、役職員にコンプライアンスの意識づけを徹底し、次のとおりコンプライアンス態勢の確立に努めています。

【コンプライアンス運営態勢】

- 常勤理事および部長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会を中心とする内部管理体制を構築するとともに、全役職員に守るべき法令や規範を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、研修会等を通じて役職員のコンプライアンス意識の高揚に努めています。

コンプライアンスプログラムを毎年度策定し、統括部署がその進捗管理を行っています。

- 利益相反行為、その他重要な取引については、その都度理事会に付議する等、理事に課せられた忠実義務、善管注意義務を遵守するため、理事相互間のけん制を徹底しています。
- 監事6名を置き、理事会に出席するとともに、半期ごとに全事業所を対象に厳正な監査を実施し、理事の業務執行の妥当性、適法性を監視しています。

また、監事のなかに常勤監事、員外監事を置き、監査の充実に努めています。

- 各事業ごとに、法令等に準拠した詳細な事務マニュアルを作成し、研修会等を通じて、担当職員にその遵守を徹底しています。
- 賞罰委員会を設置し、法令違反には厳しく対処する体制を整備しています。
- 組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、相談・苦情窓口の「苦情相談窓口」を設置しています。

2. リスク管理への取り組み

当JAでは、経営上発生する可能性のある各種リスクに対応するため、次のとおりリスク管理に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、融資先等の経営悪化等により、融資した資金の元本ないし利子の回収が困難となり、損失を被るリスクを指します。

当JAでは、本店に独立した審査部署を設置し、審査体制の充実に図るとともに、月次の延滞管理、本店ヒアリングの実施等を通じ、債務者の状況変化に早期に対応できる体制を確立しています。また、大口の債務者については、定期的に理事会に経営状況を報告し、重要な個別

案件については理事会で対応方針を決定しています。

さらに、厳正な資産自己査定を実施し、十分な償却・引き当てにより財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、有価証券等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産の価値が変動し損失を被るリスクや資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（総合的な資産と負債の管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、一定のルールを設定し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、状況に応じた意思決定を行っています。運用の結果については、運用部門以外のリスク管理部門が常時チェックし、定期的に理事会等に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。有価証券等も国債等の債券や上場株式に限る流動性の高い商品に限定しています。また、余裕資金（調達資金の貯金と運用資金貸出金の差額）の一定額以上を静岡県信連に預け入れ十分な支払資金を確保しています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスクなどについて、事務手続きにかかる各種諸規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミス

が発生した場合は速やかに状況を把握して理事会等に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、貯金や融資・為替などの取引に伴って発生する各種事務を適切に処理しなかったために生じる事故によって損失を被るリスクを指します。

当JAでは、電算化により事務処理の効率化を図るとともに、階層別・業務別研修会を開催し、事務処理の徹底および精度向上に努めています。

さらに、内部監査による年1回以上の監査および管理者による月次の店内検査の実施を通じ、事故の未然防止並びに事務処理の正確性の検証を行っています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、災害やコンピュータ機器・通信回線の故障などによるコンピュータ・システムの停止または誤作動、電算システムの不備によって損失を被るリスクを指します。

当JAでは端末機・ATM等自動化機器・回線等の保守管理を徹底するとともに、系統組織と連携し、システムの運用には万全を期して取り組んでおり、障害等に備え管理マニュアルを策定しています。

3. 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

4. 金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決）制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：054-288-8416（月～金 8時30～17時15分））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

「信用事業」

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターの窓口または（一社）JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申出ください。

「共済事業」

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.htm>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問合せください。

5. 金融商品の勧誘方針

当JAでは、金融商品販売法の規定に基づき下記の「勧誘方針」を定め、店頭にはポスターを掲示し、職員研修を行うなど、体制の整備に努めています。今後も商品やリスクの内容について皆様に十分ご理解いただけますよう、従来以上に職員教育に努めていきます。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

静岡市農業協同組合

6. 個人情報保護方針

静岡県農業協同組合個人情報保護方針

静岡県農業協同組合
代表理事組合長 大原 正和

(平成17年4月1日制定、平成29年7月24日最終改定)

静岡県農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

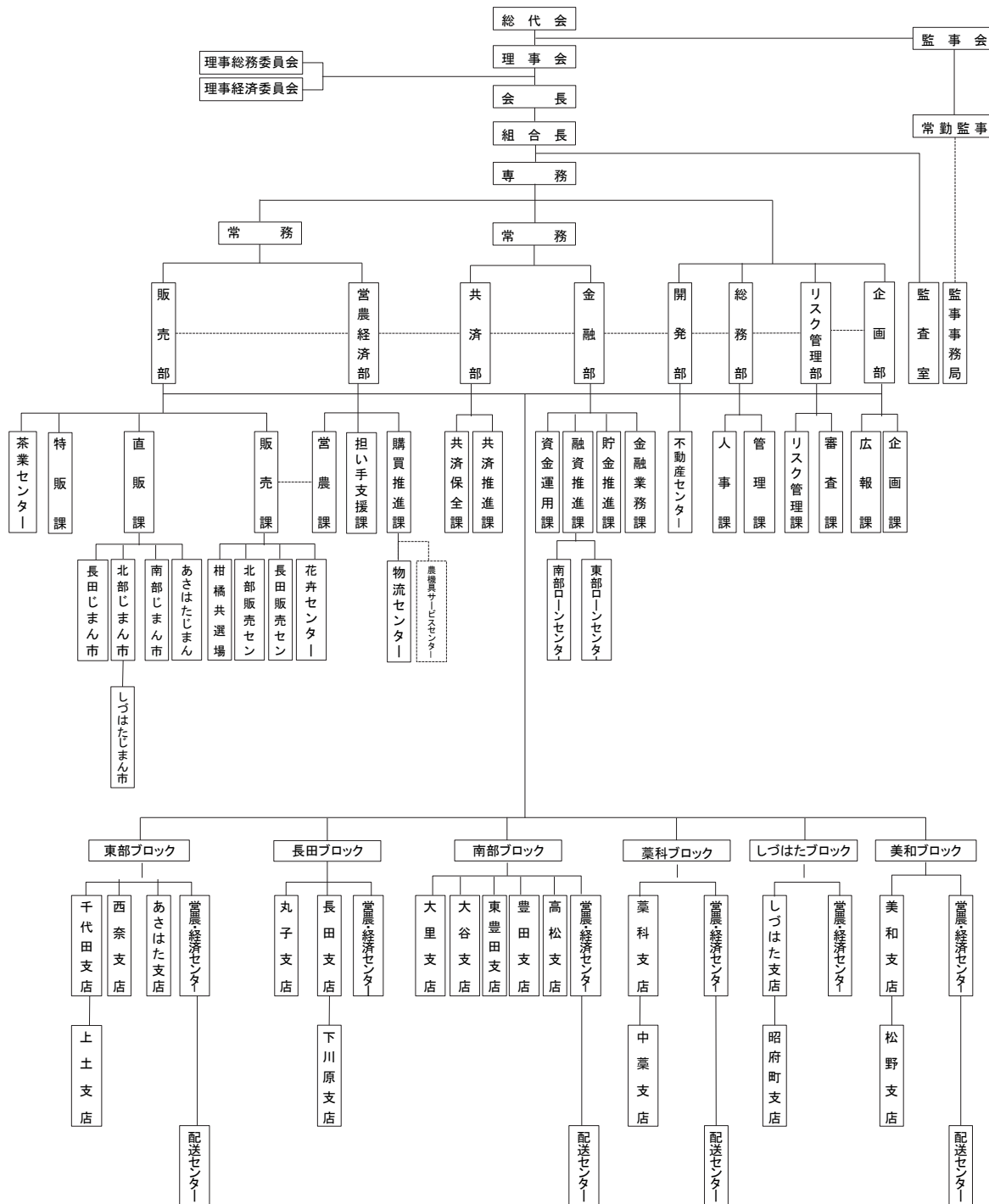
なお、「個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内」については当JAホームページでご覧いただけます。
ホームページアドレス <https://ja-shizuokashi.or.jp/>

当組合の概況

1. 組合の機構

令和3年度 静岡市農業協同組合機構図

(令和4年6月29日現在)



2. 組合員の状況

(単位：人)

資格区分	令和2年度末	当期増減		令和3年度末
		加 入	脱 退	
正組合員数	9,177	173	368	8,982
准組合員数	18,477	473	637	18,313
合 計	27,654	646	1,005	27,295

3. 組合員組織の状況

当組合の組合員組織は、組合員の自主的な組織であり、組織の規則等の改廃は組織自らが
行い、運営や活動についてJAの承認をえるような組織ではありません。ただしJAの目的
である農業・地域振興、協同組合活動、事業利用を法人であるJAと協働して行う組織であ
ることから、次の組織を組合内組合員組織としています。

(令和3年度末)

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
農協青壮年部	75	長田桃生産委員会	48
農協女性部	1,266	しずおかいちじく委員会	17
茶業委員会	1,454	キウイフルーツ委員会	31
いちご委員会	89	自然薯部会	23
柑橘委員会	158	静岡市畜産振興協議会	7
葉しょうが委員会	23	あさはたじまん市出荷委員会	359
水稻研究会	115	南部じまん市出荷委員会	700
花卉委員会	90	北部じまん市出荷委員会	687
花卉育苗施設運営委員会	7	長田じまん市出荷委員会	466
わさび共販委員会	91	しづはたじまん市出荷委員会	242

4. 役員の状況

(令和4年6月29日現在)

役職名	氏 名	役職名	氏 名
代表 理 事 会 長	青 山 吉 和	理 事	森 谷 保 俊
代表 理 事 組 合 長	大 原 正 和	理 事	岩 崎 義 郎
代表 理 事 専 務	三 津 山 定	理 事	小 澤 友 治
常 務 理 事	藤 卷 靖 士	理 事	石 上 徹
常 務 理 事	西 山 亨 子	理 事	鷺 巣 美 保 子
理 事	鈴 木 清 貴	理 事	森 田 早 苗
理 事	牧 野 隆 夫	理 事	深 井 暁 美
理 事	兼 高 一 義	理 事	青 島 一 欽
理 事	勝 山 實	代 表 監 事	長 坂 孝 博
理 事	芳 澤 茂 夫	常 勤 監 事	田 中 英 夫
理 事	榎 本 雅 亮	監 事	安 本 隆
理 事	松 永 和 秋	監 事	神 谷 和 秀
理 事	藤 浪 友 章	監 事	永 野 裕 志
理 事	坂 下 成 紀	員 外 監 事	望 月 和 義
理 事	鈴 木 茂 樹		

5. 会計監査人の状況

法人名	みのり監査法人
所在地	東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町（主たる事務所の住所）
設立	平成29年6月30日
代表者	理事長：大森 一幸
主なクライアント	・法定監査等（主な監査先） 農業協同組合 農業協同組合連合会 信用協同組合 事業会社（金商法・会社法）

6. 職員の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正職員	492	475	441	437	411
正職員に準ずる者	114	113	116	121	103
合計	606	588	557	558	514

注：「正職員に準ずる者」とは、正職員に準ずる身分(労働条件)で、雇用期間が概ね1年以上継続している者を表します。なお、上記人数の中には、臨時的・季節的雇用者は含んでおりません。

7. 役員・職員の報酬について

当JAの役員報酬については、報酬総額が正組合員等が構成員の審議会の答申に基づき、毎年度総代会で決定され、役員個別報酬額は責任等に応じ理事会等で決定しています。また退職慰労金はあらかじめ総代会で決められた基準に従い、支払年度の総代会で決定しています。いずれの報酬も業績により連動する体系ではなく賞与等や割増退職金制度はありません。

職員の給与は給与規程で規定していますが、年額報酬で当JAの常勤役員報酬の平均を超える重要な職員はおりません。また、子会社役員職員も当JAの常勤役員報酬平均を超える者はおりません。

8. 沿革・歩み

昭和39年10月1日に旧静岡市内24農協の内13農協が合併し静岡市農協として発足しました。続いて昭和41年2月28日に3農協が合併し城北農協として発足、さらに昭和41年3月31日に6農協が合併し安倍農協として発足し、第一次合併が終了しました。

平成4年9月1日には、当時の県下的な大型合併気運の高まりの中、旧静岡市内5農協（安倍農協、静岡市農協、静岡市長田農協、城北農協、静岡市千代田農協）が足並みを揃え合併し、新生「JA静岡市（静岡市農協）」として発足しました。

平成20年度からはこれまで3月開始であった事業年度を4月開始としました。

9. 店舗・地区等の状況

(1) 地区

当JAは、静岡市のうち葵区、駿河区を地区としています。

(2) 店舗等

令和4年6月29日現在

店舗名	住 所	電話番号	ATM設置 台数	金融事業以外の主な事業の概要
本店	静岡市駿河区曲金5丁目4-70	054-285-8311	-	共済・購買・販売・開発業務
美和支店	静岡市葵区安倍口新田537-1	054-296-1121	2	共済・購買業務
松野支店	静岡市葵区松野30	054-294-1322	1	共済業務
しづはた支店	静岡市葵区下1459-1	054-294-9511	1	共済・購買業務
昭府町支店	静岡市葵区昭府1丁目18-13	054-271-1956	1	共済・開発業務
藁科支店	静岡市葵区羽鳥4丁目1-21	054-278-7185	2	共済業務
中藁支店	静岡市葵区大原878-1	054-270-1121	1	共済・購買業務
高松支店	静岡市駿河区宮竹1丁目5-20	054-237-3265	2	共済業務
豊田支店	静岡市駿河区曲金5丁目4-70	054-288-8460	2	共済業務
東豊田支店	静岡市駿河区池田465	054-261-9308	1	共済業務
大谷支店	静岡市駿河区西大谷5-3	054-237-1371	1	共済・購買業務
大里支店	静岡市駿河区西脇28-1	054-285-9148	2	共済業務
長田支店	静岡市駿河区手越原288-2	054-259-3221	2	共済・購買・開発業務
下川原支店	静岡市駿河区下川原6丁目25-25	054-258-3138	2	共済業務
丸子支店	静岡市駿河区丸子6丁目7-4	054-259-0485	1	共済業務
あさはた支店	静岡市葵区岳美15-65	054-245-7211	2	共済・購買・開発業務
西奈支店	静岡市葵区瀬名中央4丁目5-39	054-261-1177	2	共済業務
千代田支店	静岡市葵区沓谷5丁目1-1	054-261-3461	1	共済業務
上土支店	静岡市葵区川合3丁目11-9	054-261-8022	1	共済業務

なお、上記以外に店外設置のATMを、19台設置しております。
また、経済事業の施設として、販売センター、集荷場、加工場等の施設を保有しております。

当JAには、特定信用事業代理業者はありません。

事業のご案内

1. 主な事業の内容

J A静岡市では、皆様の農業や暮らしに「役立つ・なくてはならないJ A」として、いろいろな事業に取り組んでいます。

どなたでもお気軽にご利用いただける、身近で便利な頼れるJ Aです。
当J Aの主な事業についてご案内いたします。

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

・貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

・貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

・為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

・その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、貸金庫のご利用、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

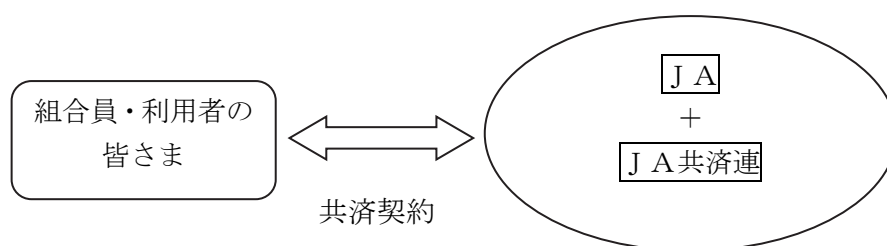
(2) 共済事業

共済事業は、相互扶助の精神から生まれた協同組合共済で、一般の保険でいう生命保険と建物や自動車などの損害保険の両方の機能を兼ね備えています。

万一の病気や災害に備えて、組合員が協同して保障と損害の回復を図り、農業経営や生活の安定を目指すため、幅広い保障を提供しています。

◆ J A 共済の仕組み

J A 共済は、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積立などを行っています。

・ 生命総合共済

ライフサイクルとニーズに合わせた保障と万一の病気や不慮の災害などによるケガ、入院等への備えに応える終身共済、医療共済、養老生命共済、こども共済、がん共済、引受緩和型定期医療共済、介護共済を取り扱いし、こども共済は、お子様の学資づくりにも最適です。

・ 建物更生共済

大切なお住まいや家財・営業用什器備品が火災や自然災害・地震などで損害を受けた時に保障する共済です。

積立タイプの共済ですので、満期時には満期共済金をお受け取りになれます。

・ 年金共済

豊かな老後のために年金保障のお手伝いができる共済です。

・ 短期共済

短期間の共済として、自動車共済、自賠責共済、傷害共済、火災共済等を取り扱っています。特に、自動車共済は割安な掛金で、車両保障、対人・対物賠償、搭乗者傷害等にご加入でき、自賠責共済とセット加入により、さらに掛金が割引されるほか、示談代行、自動車事故の夜間休日受付等も行っていますので安心です。

・サービス・その他

一定額以上の長期共済契約保有者による「共済友の会」の会員相互の親睦と交流への助成を実施しています。また、生命系共済一定額以上の加入者（契約者・被共済者）を対象とし、健康管理を踏まえた人間ドックの実施と、生命総合共済、建物更生共済、火災共済の契約者が所有し自己の居住の用に供する住宅が、火災又は自然災害により居住できなくなった場合、応急仮設住宅の貸与を行っています。

(3) 指導事業

指導事業は、地域農業の振興、組合員の農業生産に必要な営農技術指導、地域の皆様に役立つ生活指導、青壮年部活動、女性部活動等幅広く行っています。

また、農家経営のコンサルタントや農家所得の税務申告指導を行うと共に、「食の安全・安心」への取り組みを積極的行っています。

(4) 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。

当JAは、お茶が主幹作物で、「静岡本山茶」として全国的にも知られています。お茶の他、いちご、葉生姜、みかんの4品目で、JA静岡市が取り扱う農畜産物取扱高の60%以上を占めています。その他に桃、山葵、葉ねぎ、自然薯、椎茸類等の特産物も取り扱いしています。

また、ファーマーズマーケット「じまん市」を5店舗開設し、産地や生産者の顔が見え、信頼のおける農産物を直売する地産池消の店として評価をいただいています。

(5) 購買事業

購買事業は、組合員の農業生産に必要な生産資材から、組合員及び皆様の生活するうえで必要な食料品から資材等まで幅広く取り扱っています。

・一般購買

営農経済センターの購買窓口で、飼料、肥料、農薬、農業機械、自動車等の生産資材をはじめ、生活に必要な米、食料品、日用品等ご購入いただけます。農業機械については、農機サービスセンターを設け修理等行っています。

・LPガス

多くの組合員、地域の皆様にご利用いただいております。マイコンメータを設置し安全化対策を行うとともに、安定供給に努めています。

(6) 葬祭事業

平成20年10月より地域の皆様へのサービス向上を目指すため、(株)JA静岡市やすらぎセンターとして発足いたしました。

(7) 加工事業

茶業センターとして、静岡市内の荒茶工場より直接お茶を仕入れ、加工して「本山茶」を主体に全国の間屋、小売店に販売しております。また、お茶の小売所を設置し「地産地消」にもつとめております。

(8) 開発事業

開発事業は、組合員を対象とした資産の管理・有効活用や専門家による税務・法律対策についての相談・コンサルティング業務を行っています。

また、宅地建物取引業者免許を保有し、組合員の経営する賃貸施設への入居者の仲介、土地・建物の賃貸借や売買の仲介など、不動産業者と同様な業務を行い、一般の個人や法人の皆様幅広くご利用いただいています。

市街化区域内農地の宅地並み課税対策として、「生産緑地制度」の申請受付及び資産運用活用について組合員の相談業務を行っています。

(9) その他

農業関連施設及び事業

- ・花卉センター（花卉集出荷及び苗の生産）
- ・茶業振興センター（お茶の製造指導施設）
- ・農産物集出荷場（いちご・柑橘等の集出荷施設）
- ・農林産物加工センター（味噌等の食品加工ができる施設）
- ・物流センター・配送センター（購買品の発注・配達業務の施設）

2. JAバンク基本方針・系統セーフティネット

「JAバンク基本方針」について

「JAバンク基本方針」は、「JAバンクシステム」を確立するため、JA・信連・農林中金が一体となって取り組むべき基本的な事項について、JAバンクの総意として定める「行動規範」です。

JAバンク基本方針の概要

I 「JAバンクシステム」の基本的方向

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
- 3 資金を安全・効率的に運用し、体制・能力を超えた資金運用を防止
- 4 破綻未然防止のため、問題の早期発見により経営改善を行い、改善困難な場合には速やかに組織統合を実施
- 5 指定支援法人*に基金を設定し、これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施

*指定支援法人：（一社）ジェイエイバンク支援協会が、指定支援法人としての役割を担っています。

II 「JAバンク会員」の役割等

- 1 農林中金の役割（JAバンクの総合戦略の樹立、JA・信連に対する必要な指導、「JAバンク中央本部」の設置・運営、特定承継会社を適切に運営、JA・信連の会計監査人との間で情報連携を図る）
- 2 JA・信連の役割（農林中金の指導の遵守、「JAバンク県本部」の設置・運営、一体的な事業運営への取組）
- 3 中央会との連携（JAバンクシステムの適切な運営のため、必要に応じ中央会と連携）

III 「JAバンク会員」の責務

- 1 JAバンクの一体的事業運営（JAバンクの総合戦略に基づく一体的な事業運営）
- 2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保（信連・農林中金への資金預入、相互援助預金預託基準・余裕金運用自主ルール遵守）
- 3 経営状況の報告等（経営管理資料、その他経営状況に関する事項について農林中金に報告、農林中金が求める調査の対応）
- 4 資金運用制限ルールの遵守（実質自己資本比率、業務執行体制にかかる基準に該当した場合、体制・体力に応じた資金運用範囲の制限）
- 5 経営改善ルールの遵守（経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強等経営改善策の確実な実行）
- 6 組織統合ルールの遵守（経営継続上の重大な問題が生じた場合、信連・農林中金への信用事業譲渡等を実施）
- 7 会計監査人監査等への適切な対応（内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人監査に基づいて経営の透明性及び信頼性を確保）
- 8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守（信連・農林中金への信用事業譲渡を行う場合、計画を策定し実践）
- 9 指定支援法人への財源拠出（毎年度必要な財源を拠出）

IV 「JAバンク会員」が享受するメリット

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い
- 3 「JAバンク」商標、及びこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用
- 4 指定支援法人の支援

V 基本方針等を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

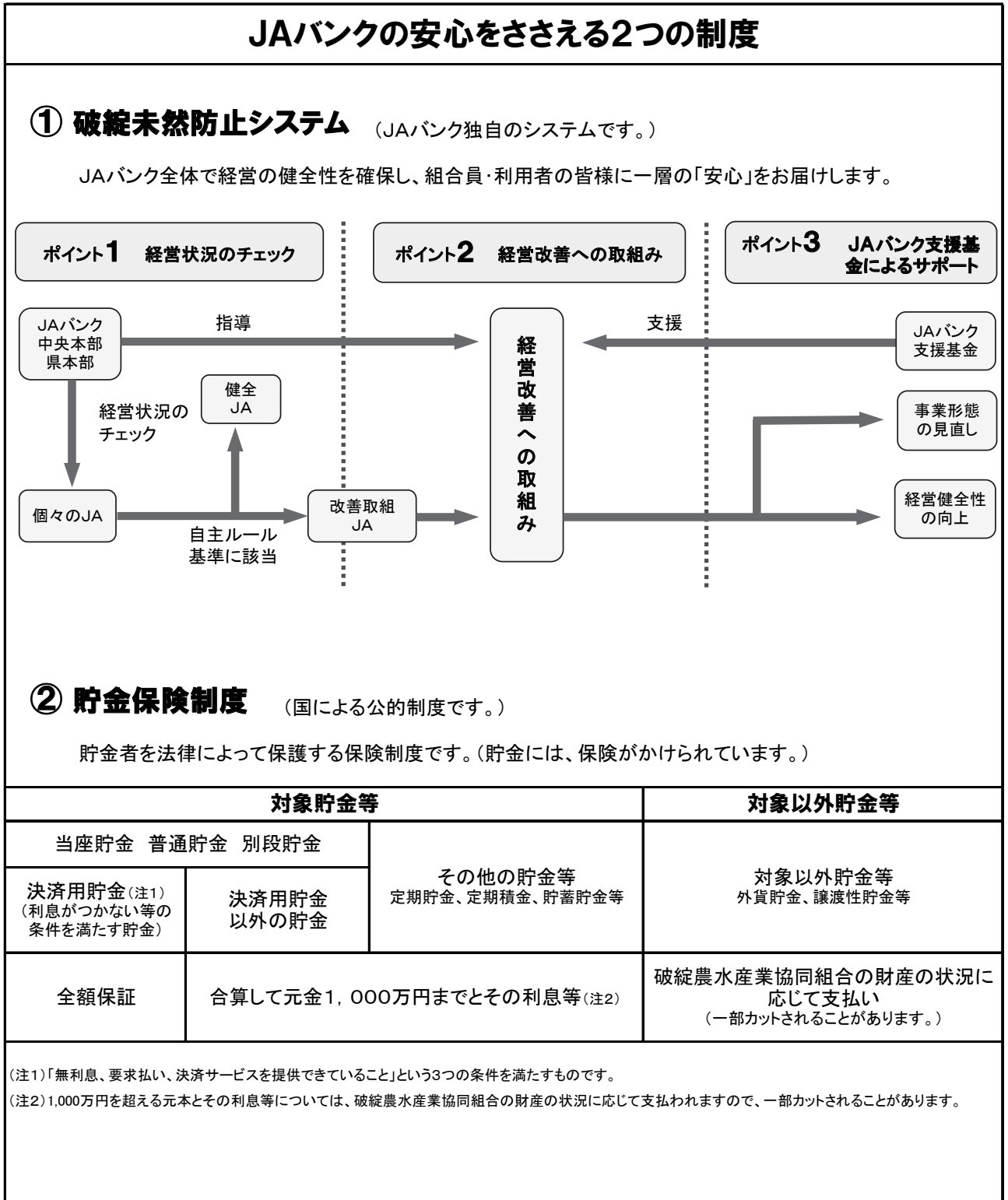
基本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は勧告・警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、会員からの強制脱退措置を講ずる。

VI 基準等の変更

金融情勢・JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの信頼性を確保する観点から、基本方針の内容・基準について毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

「セーフティネット」について

当JAは、リスクに対応した経営と自己資本の充実に努めています。皆様の貯金はJAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」との2重のセーフティネットで守られています。



3. 商品・サービスのご案内【信用事業のご案内（主な取扱商品）】

貯 金

(令和4年7月現在)

種 類	内 容	期 間	預入単位等
普通貯金	いつでも出し入れができ、お財布代わりにご利用できます。この口座は年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用できます。 さらにキャッシュカードでCD/ATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用できます。 貯金保険制度により全額保護される、無利息の普通貯金無利息型（決済用）もあります。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
総合口座	普通貯金に定期性貯金（メリットツー・スーパー定期・大口定期・期日指定定期・変動金利定期）・定期積金をセットすることで、定期貯金・定期積金残高の90%（千円未満切捨て）、最高200万円まで貸越できる大変便利な商品です。「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えています。年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用できます。 さらにキャッシュカードでCD/ATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用できます。 貯金保険制度により全額保護される、総合口座（普通貯金無利息型（決済用））もあります。 個人のお客様専用商品です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて6段階の金利が設定されています。なお、給与・年金等の自動受取や公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。 個人のお客様専用商品です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
当座貯金	お客様からのご依頼により決済資金をお預かりし、手形・小切手の支払いを行うための口座です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。 無利息です。
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。解約の場合2日前までにご連絡いただけます。	特に期間の定めはございません。（ただし7日間の据置期間が必要です。）	お預け入れは最低5万円以上1円単位。
メリットツー	複数ある定期貯金を順次まとめていく、おまとめサービス機能と、一定の据置期間経過後の一部(*)支払機能のある定期貯金です。貯めながら、必要な時はいつでもお引き出しができる便利な定期貯金です。個人のお客様専用商品です。 *基準定期の利率に設定されている金額階層を下回る一部支払はできません。	1年、3年の定型方式です。	お預け入れは1円以上1円単位。 おまとめの対象定期として追加でお預け入れすることができます。
期日指定定期貯金	金利は店頭表示されます。利息は1年複利で計算されますので有利です。1年間の据置期間後は、1か月前までにご連絡いただくことにより、いつでもお引き出しできます。個人のお客様専用商品です。	最長3年（据置期間1年） （満期日の指定は1か月前までにご連絡いただきます。）	お預け入れは1円以上300万円未満で1円単位。
スーパー定期	金利は店頭表示されます。複利型の定型方式3年・4年・5年ものと3年超5年未満の期日指定方式は有利な半年複利（個人のお客様専用）があります。	単利型は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の定型方式と1か月超5年未満で期日を指定する期日指定方式があります。	お預け入れは1円以上1円単位。
大口定期貯金	金利は店頭表示されます。大口資金の運用に有利な商品です。単利型のみとなります。	定額方式は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年。 期日指定方式は1か月超5年未満。	お預け入れは1,000万円以上1円単位。

種 類	内 容	期 間	預入単位等
変動金利定期貯金	金利は店頭表示されます。また、お預け入れ日以降6か月毎に適用金利の見直しを行います。	1年、2年、3年	お預け入れは1円以上1円単位。
定期積金	ご計画に合わせ積み立てていく積金です。利回りは店頭表示されます。 {定額式} 毎回一定の金額のお積み立て {目標式} ご計画に合わせ目標額と期間を決定 {通増式} 1年毎、掛金をアップさせ大きく貯める {満期分散式} 毎年、満期金を受け取るタイプの定期積金 なお、満期時のお取扱いについて、自動満期処理の特約(定期貯金作成、口座振込)および自動再契約の特約を付加することが可能です。	定額式、目標式は6か月以上60か月以内 通増式は24か月、36か月、48か月、60か月 満期分散式は、36か月、48か月、60か月	定額式、目標式、通増式のお預け入れは1回あたり1,000円以上1円単位 満期分散式のお預け入れは、1回あたり3,000円以上(契約年数×1,000円) 1円単位
年金定積	年金をお受け取りの方専用の積み立て貯金です。年金お受け取りの周期に合わせ、2か月毎等の積み立てにすることが可能です。	1年以上5年以内	お預け入れは1回あたり1,000円以上1円単位
積立式定期貯金 一括預入年金型	まとまった金額を一括で預け入れ、1、2、3、6か月毎に受け取りができます。	据置期間2か月以上10年以下、受取期間3か月以上20年以下。(初回定期の預入満期日を除く)	お預け入れは10万円以上1円単位。
積立式定期貯金	指定された積立間隔(1、2、3、6か月)毎に積立て(随時積立も可)、お受け取りは一括受取型(満期型)、年金型、一般型(エンドレス型)の3種類。	一般型(エンドレス型)は特に期間の定めはございません。 一括受取型(満期型)は積立期間6か月以上10年以下、据置期間1か月以上3年以下。 年金型は積立期間12か月以上、据置期間2か月以上10年以下、受取期間3か月以上20年以下。	お預け入れは1回あたり1円以上1円単位。
財形貯蓄	勤労者のための財産形成貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして有利に積立できます。財形住宅と財形年金合わせて550万円まで利息に税金がかかりません。		
一般財形貯金	貯蓄目的は自由です。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しできます。(お引き出しの1か月前までにご連絡いただきます。)	3年以上	お預け入れは1円以上1円単位。
財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されるたいへん有利な目的貯金です。お一人様一契約となります。	5年以上	お預け入れは1円以上1円単位。
財形年金貯金	在職中に退職後のために積立を行い、60才以降に年金方式(2か月又は3か月毎のお受け取り)でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される便利な貯金です。お一人様一契約となります。	5年以上積立、据置4か月又は6か月～5年以内、受取5年以上～20年以内	お預け入れは1円以上1円単位。
子育て支援定期積金「すくすく」	「しずおか子育て優待カード」「他都道府県の子育て支援パスポート事業」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方(契約時)を対象とし、契約期間により、契約時の店頭表示利回りに+0.05%を上乗せし、満期時まで適用される有利な商品です。お取扱いは令和5年3月31日までです。	2年以上5年以内	契約額は50万円以上。掛込金額は1回あたり、1,000円以上1円単位。
子育て支援定期積金「すくすくプラス」	「しずおか子育て優待カード」「他都道府県の子育て支援パスポート事業」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方(契約時)を対象とし、保護者の方が児童手当のお受け取りをJAにご指定いただいている場合に、定期積金の店頭表示金利に+0.10%上乗せされる有利な商品です。お取扱いは令和5年3月31日までです。	2年以上5年以内	お預け入れは1回あたり、1,000円以上1円単位。 (契約額は50万円以上)

ローン

(令和4年7月現在)

ローン名		J A住宅ローン (J A統一ローン)		
項目		J A住宅ローン (一般型)	J A住宅ローン (100%応援型)	J A住宅ローン (借換応援型)
お使いみち		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築、増改築 住宅又は宅地の購入 他金融機関の住宅ローンの借換 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築・増改築 住宅(土地付)の購入 	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関の住宅ローンの借換
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 満20歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 勤続年数1年以上の方(自営業の方は3年以上) 団体信用生命共済に加入できる方 		
ご利用方法	ご利用金額	10万円以上10,000万円以内(1万円単位)		
	ご利用期間	3年以上40年以内(1か月単位)		
	ご返済方法	元利(又は元金)均等毎月返済(ボーナス併用可)		
	保証	県農業信用基金協会の保証		
	担保	<ul style="list-style-type: none"> 融資対象不動産に第一順位の担保権を設定いたします。 原則として融資対象住宅に火災共済(保険)を付保し質権を設定いたします。 		

ローン名		J Aリフォームローン (J A統一ローン)		
項目				
お 使 い み ち		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の増改築・改装・補修及び住宅関連設備等の設置にかかる工事費用 他金融機関等からお借入中のリフォーム資金の借換 		
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 住宅をお持ちの方または家族が住宅をお持ちの方 満20歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 勤続年数3年以上の方 団体信用生命共済に加入できる方(貸付期間が10年以内は任意加入) 		
ご利用方法	ご利用金額	10万円以上1,000万円以内(1万円単位)		
	ご利用期間	1年以上15年以内		
	ご返済方法	元利均等毎月返済(ボーナス併用可)		
	保証	県農業信用基金協会の保証		
	担保	不 要		

ローン名 項目		J A住宅ローン（J Aバンクローン）		
		新築・購入コース	借換コース	リフォームローン
お使用みち		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築、購入 住宅用土地の購入 住宅の増改築、改装、補修 	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関の住宅ローンの借換 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の増改築、改装、補修 リフォーム部分の借換
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 満20歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 勤続年数1年以上の方 団体信用生命共済に加入できる方 		<ul style="list-style-type: none"> 地区内に在住又は在勤の方 満20歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 団体信用生命共済に加入できる方（任意加入）
ご利用方法	ご利用金額	10万円以上10,000万円以内（1万円単位）		10万円以上1,500万円以内（1万円単位）
	ご利用期間	3年以上40年以内（1年単位）		6か月以上15年以内（1か月単位）
	ご返済方法	元利（又は元金）均等毎月返済（ボーナス併用可）		元利均等毎月返済（ボーナス併用可）
	保証	協同住宅ローン(株)（KHL）の保証		
	担保	<ul style="list-style-type: none"> 融資対象不動産に第一順位の担保権を設定いたします。 原則として融資対象住宅に火災共済（保険）を付保し質権を設定いたします。 		不要

ローン名 項目		J Aマイカーローン	マイカーローンN
		お使用みち	
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 満18歳以上で完済予定時満72歳未満の方 勤続年数6か月以上の方 前年度税込年収が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> 地区内に在住または在勤の方 満18歳以上75歳未満で完済予定時満80歳未満の方 継続して安定した収入がある方
ご利用方法	ご利用金額	10万円以上1,000万円以内（1万円単位）	
	ご利用期間	6か月以上10年以内	
	ご返済方法	元利均等毎月返済（ボーナス併用可）	
	保証	県農業信用基金協会の保証	三菱UFJニコス(株)の保証
	担保	不要	

項目		J A教育ローン	スーパー教育ローンN (カードローンタイプ)
お 使 い み ち		・入学時及び就学に必要な資金	
ご利用 いただける方		<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の方 ・満20歳以上66歳未満で完済予定時満71歳未満の方 ・教育施設に就学予定又は就学中のご子弟を有している方 ・勤続年数6か月以上の方 ・前年度税込年収が150万円以上の方 ・団体信用生命共済に加入できる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に在住または在勤の方 ・契約時の年齢が満20歳以上65歳未満で、完済予定時満72歳未満の方 ・教育施設に就学予定又は就学中のご子弟を有している方、もしくはご本人 ・継続して安定した収入がある方
ご 利用 方法	ご利用金額	・10万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	・極度額10万円以上700万円以内 (10万円単位)
	ご利用期間	・6か月以上15年以内 (在学期間+8年6ヶ月) (据置期間は最長6年6か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日から1年後の応答日の属する月の5日まで ・新規貸越可能期間は最長対象子弟の卒業年度末日以内 ・新規貸越可能期間終了後の約定返済期間は7年以内
	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等毎月返済(ボーナス併用可) ・元利均等年2回返済 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規貸越可能期間中は利息(保証料含む)のみ返済 ・新規貸越可能期間終了後は借入極度額に応じて指定された返済元金と別途利息(保証料含む)を返済
	保 証	・県農業信用基金協会の保証	・三菱UFJニコス㈱の保証
	担 保	不 要	

ローン名 項目		J Aクローバローン	J AプラスL
お 使 い み ち		・生活に必要な一切の資金 (負債整理資金、営農資金及び事業資金等は除く。)	・生活に必要な一切の資金
ご利用 いただける方		<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の方 ・満18歳以上で完済予定時満71歳未満の方 ・勤続年数6か月以上の方 ・前年度税込年収が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に在住又は在勤の方 ・契約時の年齢が満20歳以上で、契約期限時満60歳未満の方 ・J Aに毎月5万円以上給与振込をしている方、又は予定している方
ご 利用 方法	ご利用金額	・10万円以上300万円以内(1万円単位)	・極度額10万円以上50万円以内 (10万円単位)
	ご利用期間	・6か月以上5年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日から1年後の応答日の前日(契約者から解約の意思表示がなく、J A所定の点検により契約更新に支障がないと判断した場合には1年間延長。)
	ご返済方法	・元利均等毎月返済(ボーナス併用可)	・口座入金による随時返済
	保 証	・県農業信用基金協会の保証	・県農協保証センターの保証
	担 保	不 要	

ローン名	カードローンN	
項目		
お 使 い み ち	・生活に必要な一切の資金	
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に在住または在勤の方 ・契約時の年齢が満20歳以上70歳未満の方 ・継続して安定した収入がある方 	
ご 利 用 方 法	ご利用金額	・極度額10万円以上500万円以内（10万円単位）
	ご利用期間	・契約日から1年後の応答日の属する月の5日まで （契約者から解約の意思表示がなく、JA所定の点検により契約更新に支障がないと判断した場合は1年間延長。）
	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・約定返済日：毎月5日 ・返済額 次のいずれか少ない金額とする <ul style="list-style-type: none"> ：前月約定返済日の貸越残高の2%（万円未満切り上げ） ：当月約定返済日前日の貸越残高
	保 証	・三菱UFJニコス㈱の保証
	担 保	不 要

手数料のご案内 (手数料については消費税を含んだ金額を表示しています。)

●為替手数料

◎振込手数料

振込方法	金額区分	J A			系統県外及び他行宛
		同一店舗	本支店宛	系統県内宛	
窓 口	3万円以上	0円	440円	550円	880円
	3万円未満	0円	220円	330円	660円
ATM ※①	3万円以上	0円	110円	330円	550円
	3万円未満	0円	110円	110円	330円
ATM ※②	3万円以上	110円	220円	440円	660円
	3万円未満	55円	110円	220円	440円

※① 県内JAキャッシュカードにて振込の場合。

※② 県外JA・他行キャッシュカードにて振込の場合。(別途、下記ATM利用手数料がかかります。)

(注1) ゆうちょ銀行・信託銀行・新生・あおぞら・商工中金のキャッシュカードは使用できません。

(注2) ゆうちょ銀行・信託銀行・新生・あおぞら・商工中金・コンビニATMでの振込はできません。

◎ATM利用手数料

	時間帯	JAバンク	静岡銀行	その他金融機関
平日	8:45~18:00	無料	無料	110円
	18:00~終了時	無料	220円	220円
土曜日	8:45~14:00	無料	110円	110円
	14:00~終了時	無料	220円	220円
日曜・祝日	終日	無料	220円	220円

◎自動集送金手数料

金額区分	J A			系統県外及び他行宛
	同一店舗	本支店宛	系統県内宛	
3万円以上	0円	110円	330円	550円
3万円未満	0円	110円	110円	330円

*自動集金は同一店舗、本支店宛に限ります。

◎代金取立手数料

取立の種類		取立方法	金額
小切手・手形	同地交換 (静岡交換)	静岡交換扱い	0円
		期日管理を要するもの	220円
	隔地交換 (県外)	静岡交換以外	660円
		期日管理を要するもの	880円
個別取立		通常扱い	880円
		速達扱い	1,100円
全国農協観光発行クーポン			220円

◎送金手数料

送金の種類	金額
本支店・系統県内JA宛	440円
系統県外JA及び他行宛	880円

◎その他諸手数料 (1件あるいは1通)

種 類	金額
送金・振込組戻料	880円
不渡手形返却料	
取立手形組戻料	
取立手形店頭呈示料	

●貸付関連手数料

種 類 ・ 内 容		金額
繰上返済 (貸出残期間1年未満の 全額繰上は無料)	資産活用資金	全額繰上 33,000円
	住宅ローン	一部繰上 11,000円
	その他資金ローン	全額・一部繰上 11,000円
個人ネット バンク (IB)	住宅関連ローン	一部繰上 (IB) 2,750円
	生活関連ローン	一部繰上 (IB) 2,750円
	カードローン	借入・返済 (IB) 無 料
融資可能証明書	事業性貸付金	11,000円
	非事業性貸付金	5,500円
条件変更 (担保変更を伴う条件変更は、担保事務取扱手数料に準ずる)		5,500円
担保事務取扱手数料	資産活用資金・事業性資金	55,000円
	住宅ローン	33,000円
	その他	33,000円
	質権設定 (確定日付)	1,100円
徴 求 書 類 費 用		実 費
保証契約に関する情報提供書		1,100円

●貯金関連手数料

◎再発行手数料

種 類	内 容	金 額
通 帳 ・ 証 書	1冊 (枚) につき	1,100円
キャッシュカード (IC・一体型・一体型分離)	1枚につき	

◎証明書発行手数料 (1通につき)

項 目	内 容	金 額
取引明細 (信連センター作成)	1通につき	2,200円
残高	自農協書式 (定例・窓口発行)	店 頭 ・ 郵 送 550円
証明書	その他書式 (監査法人等)	店 頭 ・ 郵 送 1,100円
相続貯金仮払履歴証明書		店 頭 ・ 郵 送 550円

◎その他手数料

項 目	内 容	金 額
ICキャッシュカード (単体型) 発行	1枚につき	無 料
キャッシュカード代理人カード発行	1枚につき	1,100円
自己宛小切手	1 枚	550円
小 切 手 帳	1冊 (50枚)	660円
	1冊 (25枚)	330円
約 束 手 形	1冊 (50枚)	880円
	1冊 (25枚)	440円
署名鑑印刷登録料	—	3,300円
当座勘定入金帳	1冊	440円
口 座 振 替	帳 表	110円
	MT・FD・データ電送扱い	55円
手形貸付用約束手形	1 枚	110円
個人情報開示手数料	—	1,100円

*口座振替手数料は振替依頼件数に手数料を乗じた額をいただきます。

●ANSER系手数料

◎基本料 [月額]・利用料

利用機器	サービス	基本料金 [月額]			利用料金
		照 会	通 知	資 金 移 動	
テレフォン		0円	0円	1,100円	0円
F A X		1,100円	0円	1,100円	0円
	パソコン・モバイル	1,100円	—	1,100円	0円
	ホームユース	1,100円	—	1,100円	0円
	個人ネットバンク	0円	—	0円	0円

※資金移動の場合はその都度、別途所定の振込手数料をいただきます。

※「照会」と「資金移動」の両サービスを利用する場合は、照会基本料を免除いたします。

◎ANSER振込手数料

金額区分	J A			系統県外及び他行宛
	同一店舗	本支店宛	系統県内宛	
3万円以上	0円	110円	330円	550円
3万円未満	0円	110円	110円	330円

●法人ネットバンク手数料

◎月額利用料

サービス内容	金額
基本サービス (照会・振込サービス)	1,100円
基本サービス (照会・振込サービス) + データ伝送サービス	2,200円

◎振込・振替手数料

種類	金額区分	J A			系統県外及び他行宛
		同一店舗	本支店宛	系統県内宛	
振込	3万円以上	0円	110円	330円	550円
振替	3万円未満	0円	110円	110円	330円
総合 振込	3万円以上	0円	110円	330円	550円
	3万円未満	0円	110円	110円	330円

●国債関連手数料

口座管理手数料 (月額)	無 料
--------------	-----

●両替手数料 (1件につき)

両替枚数 (紙幣・硬貨 合計枚数)	1~	101~	301~	501~	1,001~
	100枚	300枚	500枚	1,000枚	2,000枚
	0円	110円	220円	330円	660円

*以後、1,000枚までごとに330円ずつ加算させていただきます。

A T M利用手数料

J A 静岡市 A T Mでの利用手数料

J A 静岡市や提携機関のキャッシュカードでJ A 静岡市のA T Mをご利用になる場合の利用手数料です。
残高照会は無料でご利用になれます。

(消費税込)

	時 間 帯	取引	J Aバンク	提携金融機関			
				静岡銀行	三菱UFJ銀行	ゆうちょ銀行	その他の金融機関
平日	8:45 ~ 18:00	入金	無 料	—	—	—	—
		出金		無 料	無 料	110円	110円
	18:00 ~ 終了時	入金	無 料	—	—	—	—
		出金		220円	110円	220円	220円
土曜	8:45 ~ 9:00	入金	無 料	—	—	—	—
		出金		—	—	—	—
	9:00 ~ 14:00	入金	無 料	—	—	—	—
		出金		110円	110円	110円	110円
	14:00 ~ 終了時	入金	無 料	—	—	—	—
		出金		220円	110円	220円	220円
日曜 祝日	9:00 ~ 終了時	入金	無 料	—	—	—	—
		出金		220円	110円	220円	220円

◆ A T Mのお取扱時間は設置場所により異なりますので、詳しくはご利用先の店舗にてお問い合わせください。

提携金融機関 A T Mでの利用手数料

J A 静岡市のキャッシュカードで提携金融機関のA T Mをご利用になる場合の利用手数料です。
残高照会はどのA T Mでも無料でご利用になれます。

(消費税込)

	時 間 帯	取引	J Aバンク	提携金融機関※1			
				静岡銀行	三菱UFJ銀行	ゆうちょ銀行	コンビニATM※2
平日	8:00 ~ 8:45	入金	無 料	—	—	110円	220円
		出金		220円	110円	—	—
	8:45 ~ 18:00	入金	無 料	—	—	110円	110円
		出金		無 料	無 料	—	—
	18:00 ~ 21:00	入金	無 料	—	—	110円	220円
		出金		220円	110円	—	—
土曜	8:00 ~ 8:45	入金	—	—	—	110円	220円
		出金	—	220円	110円	—	—
	9:00 ~ 14:00	入金	無 料	—	—	110円	110円
		出金		110円	110円	—	—
	14:00 ~ 17:00	入金	無 料	—	—	110円	220円
		出金		220円	110円	—	—
	17:00 ~ 21:00	入金	—	—	—	110円	220円
		出金	—	—	110円	—	—
日曜 祝日	8:00 ~ 8:45	入金	—	—	—	110円	220円
		出金	—	220円	—	—	—
	9:00 ~ 17:00	入金	無 料	—	—	110円	220円
		出金		220円	110円	—	—
	17:00 ~ 21:00	入金	—	—	—	110円	220円
		出金	—	220円	110円	—	—

※1 コンビニATMはセブン銀行、ローソンATM、イーネットATM(ファミリーマート、サークルKサンクス等)となります。

※2 左記金融機関のほか、地方銀行、都市銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信漁連(JFマリンバンク)等をご利用いただけます。ご利用いただける時間および手数料は金融機関によって異なりますので、詳しくはご利用先の金融機関にて、お問い合わせください。

経営資料編

1. 決算の状況
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) キャッシュ・フロー計算書
 - (4) 注記表
 - (5) 剰余金処分計算書
 - (6) 部門別損益計算書
2. 経営指標
 - (1) 損益の推移
 - (2) 主な財産状況等の推移
 - (3) 剰余金の配当状況
 - (4) 主な諸比率の状況
3. 信用事業の状況
 - (1) 貯貸率及び貯証率の状況
 - (2) 信用事業収支の状況
 - (3) 資金運用・調達の状況
 - (4) 受取利息・支払利息の増減
 - (5) リスク管理債権（貸出金）の状況
 - ① リスク管理債権の内容
 - ② リスク管理債権に対する対応状況
 - (6) 金融再生法開示債権の状況
 - (7) 貸倒引当金の状況
 - (8) 貸出金償却の状況
 - (9) 貸出金等の状況
 - ① 貸出金種類別残高（構成比）
 - ② 運転資金・設備資金別残高
 - ③ 業種別貸出金残高（構成比）
 - ④ 貸出金担保別内訳
 - ⑤ 債務保証担保別内訳
 - ⑥ 営農類型・資金種類別残高
 - ⑦ 農業関係の受託貸付金残高
 - (10) 貯金の状況
 - ① 貯金種類別残高（構成比）
 - (11) 有価証券等の状況
 - ① 有価証券種類別残高（構成比）
 - ② 有価証券の残存期間別残高
 - ③ 商品有価証券種類別残高（構成比）
 - ④ 有価証券の時価情報
 - (12) 公共債の窓口販売実績・引受実績
 - (13) 内国為替取扱実績
4. 共済事業の状況
 - (1) 長期共済新契約高・保有高
 - (2) 短期共済新契約高
5. その他の事業の状況
 - (1) 購買事業取扱実績
 - (2) 販売事業取扱実績
 - (3) 加工事業取扱実績
 - (4) 指導事業収支の内容
6. 自己資本の充実の状況
 - (1) 自己資本の構成に関する事項
 - (2) 自己資本の充実度に関する事項
 - (3) 信用リスクに関する事項
 - (4) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項
 - (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (7) 出資その他これらに類するエクスポージャーに関する事項
 - (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
 - (9) 金利リスクに関する事項
7. 連結情報
 - (1) グループの概況
 - (2) 子会社等の状況
 - (3) 連結事業の概況
 - (4) 連結貸借対照表
 - (5) 連結損益計算書
 - (6) 連結キャッシュ・フロー計算書
 - (7) 連結注記表
 - (8) 連結剰余金計算書
 - (9) 連結経営指標
 - (10) 連結リスク管理債権の状況
 - (11) 農協法に基づく開示債権
8. 連結自己資本の充実の状況
 - (1) 連結自己資本の構成に関する事項
 - (2) 連結自己資本の充実度に関する事項
 - (3) 信用リスクに関する事項
 - (4) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項
 - (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (7) オペレーショナルリスクに関する事項
 - (8) 出資その他これらに類するエクスポージャーに関する事項
 - (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
 - (10) 金利リスクに関する事項

1. 決算の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (R3. 3. 31)	令和3年度 (R4. 3. 31)	科 目	令和2年度 (R3. 3. 31)	令和3年度 (R4. 3. 31)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	405,256,090	402,485,634	1. 信用事業負債	401,950,398	399,447,796
(1) 現金	1,090,152	1,036,692	(1) 貯金	387,804,310	390,060,125
(2) 預金	244,422,992	230,624,563	(2) 譲渡性貯金	12,340,146	6,540,326
系統預金	240,921,638	227,123,588	(3) 借入金	60,625	52,693
系統外預金	3,501,354	3,500,974	(4) その他の信用事業負債	1,745,316	2,794,650
(3) 有価証券	34,611,154	38,230,324	未払費用	144,467	56,524
国債	10,755,460	12,567,120	その他の負債	1,600,849	2,738,126
地方債	5,015,566	4,767,016	2. 共済事業負債	790,591	949,634
政府保証債	813,700	604,650	(1) 共済資金	389,075	554,758
社債	13,010,230	13,712,430	(2) 未経過共済付加収入	395,506	389,123
受益証券	5,016,198	6,579,108	(3) 共済未払費用	3,936	3,734
(4) 貸出金	124,660,488	132,087,824	(4) その他の共済事業負債	2,073	2,018
(5) その他の信用事業資産	614,676	584,481	3. 経済事業負債	586,945	539,002
未収収益	247,886	240,295	(1) 経済事業未払金	476,856	486,621
その他の資産	366,790	344,185	(2) 経済受託債務	110,088	52,380
(6) 貸倒引当金	▲ 143,373	▲ 78,252	4. 雑負債	440,358	403,688
2. 共済事業資産	677	793	(1) 未払法人税等	19,758	21,527
3. 経済事業資産	741,082	694,435	(2) リース債務	94,036	86,371
(1) 受取手形	-	215	(3) 資産除去債務	16,437	16,533
(2) 経済事業未収金	467,391	439,317	(4) その他の負債	310,126	279,257
(3) 経済受託債権	20,837	19,317	5. 諸引当金	2,257,882	2,072,377
(4) 棚卸資産	310,729	286,689	(1) 賞与引当金	242,756	228,618
購買品	240,222	225,432	(2) 退職給付引当金	1,531,250	1,404,492
販売品	20,521	23,450	(3) 役員退職慰労引当金	66,634	76,946
原材料	11,452	10,725	(4) ポイント引当金	16,966	-
製品	6,839	2,272	(5) 特例業務負担金引当金	400,274	362,319
その他の棚卸資産	31,693	24,808	負債の部合計	406,026,176	403,412,498
(5) その他の経済事業資産	9,730	9,730	(純 資 産 の 部)		
(6) 貸倒引当金	▲ 67,604	▲ 60,833	1. 組合員資本	19,425,466	19,576,193
4. 雑資産	719,633	668,757	(1) 出資金	1,847,596	1,821,704
5. 固定資産	5,967,740	5,669,847	(2) 資本準備金	166	166
(1) 有形固定資産	5,961,191	5,665,292	(3) 利益剰余金	17,589,495	17,768,014
建物	6,312,268	6,193,220	利益準備金	4,102,000	4,102,000
機械装置	373,591	373,771	その他利益剰余金	13,487,495	13,666,014
土地	3,191,147	3,187,113	総合電算積立金	918,000	918,000
リース資産	124,696	124,696	地震対策積立金	2,000,000	2,080,000
建設仮勘定	-	6,600	経営安定化積立金	1,550,941	1,630,941
その他の有形固定資産	1,243,420	1,246,151	じまん市施設整備積立金	337,000	354,000
減価償却累計額 (控除)	▲ 5,283,932	▲ 5,466,260	組合員教育基金積立金	694,000	724,000
(2) 無形固定資産	6,548	4,555	営農安定化支援積立金	69,325	65,952
6. 外部出資	13,260,041	13,242,160	固定資産圧縮積立金	96,713	96,713
(1) 外部出資	13,260,041	13,242,160	特別積立金	6,037,858	6,037,858
系統出資	12,730,855	12,730,855	当期末処分剰余金	1,783,656	1,758,549
系統外出資	509,286	491,405	(うち当期剰余金)	(173,247)	(209,953)
子会社等出資	19,900	19,900	(4) 処分未済持分	▲ 11,791	▲ 13,691
7. 繰延税金資産	295,997	471,298	2. 評価・換算差額金	789,619	244,235
資産の部合計	426,241,263	423,232,927	(1) その他有価証券評価差額金	789,619	244,235
			純資産の部合計	20,215,086	19,820,429
			負債及び純資産の部合計	426,241,263	423,232,927

(注) 1. 千円未満を切り捨てて表示しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。(以下、同様)

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (R2. 4. 1～R3. 3. 31)	令和3年度 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)	科 目	令和2年度 (R2. 4. 1～R3. 3. 31)	令和3年度 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)
1. 事業総利益	4,782,169	4,659,543	(11) 利用事業収益	8,212	7,760
事業収益	8,068,068	7,050,097	利用事業総利益	8,212	7,760
事業費用	3,285,898	2,390,553	(12) 宅地等供給事業収益	99,703	85,088
(1) 信用事業収益	3,288,437	3,214,634	(13) 宅地等供給事業費用	9,241	7,583
資金運用収益	2,905,323	2,720,728	宅地等供給事業総利益	90,461	77,504
(うち預金利息)	(1,380,251)	(1,278,276)	(14) 農用地利用調整事業収益	9,562	8,233
(うち受取事業分量配当金)	(123,447)	(68,093)	(15) 農用地利用調整事業費用	2,764	2,124
(うち有価証券利息配当金)	(323,159)	(295,875)	農用地利用調整事業総利益	6,797	6,109
(うち貸出金利息)	(1,078,464)	(1,078,483)	(16) その他事業収益	738	846
(うちその他受入利息)	(0)	(0)	(17) その他事業費用	15,305	14,181
役員取引等収益	114,203	112,790	その他事業総損失	14,567	13,335
その他事業直接収益	114,550	141,999	(18) 指導事業収入	31,217	31,141
その他経常収益	154,360	239,115	(19) 指導事業支出	50,361	46,506
(2) 信用事業費用	484,460	424,779	指導事業収支差額	▲ 19,143	▲ 15,364
資金調達費用	191,253	125,564	2. 事業管理費	4,542,132	4,449,944
(うち貯金利息)	(162,475)	(94,624)	(1) 人件費	3,192,064	3,122,590
(うち給付補填備金繰入)	(10,615)	(10,847)	(2) 業務費	531,234	527,204
(うち譲渡性貯金利息)	(4,827)	(5,348)	(3) 諸税負担金	177,310	172,554
(うち借入金利息)	(219)	(434)	(4) 施設費	626,001	613,006
(うちその他支払利息)	(13,116)	(14,309)	(5) その他事業管理費	15,520	14,588
役員取引等費用	47,446	50,548	事業利益	240,037	209,598
その他経常費用	245,760	248,666	3. 事業外収益	283,589	291,200
(うち貸倒引当金繰入額)	(9,921)	(-)	(1) 受取雑利息	75	49
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲ 921)	(2) 受取出資配当金	176,720	179,045
信用事業総利益	2,803,977	2,789,855	(3) 貸貸料	82,023	81,751
(3) 共済事業収益	1,330,484	1,269,413	(4) 雑収入	24,770	30,353
共済付加収入	1,234,268	1,186,390	4. 事業外費用	30,980	30,577
その他の収益	96,215	83,022	(1) 寄附金	172	202
(4) 共済事業費用	37,080	31,817	(2) 貸貸費用	30,338	30,375
共済推進費	17,694	13,442	(3) 雑損失	469	-
共済保全費	6,087	6,068	経常利益	492,646	470,221
その他の費用	13,298	12,306	5. 特別利益	45,435	7,129
共済事業総利益	1,293,403	1,237,595	(1) 固定資産処分益	773	1,091
(5) 購買事業収益	2,290,065	1,433,382	(2) 一般補助金	44,661	1,074
購買品供給高	2,263,955	1,389,862	(3) その他の特別利益	-	4,962
購買手数料	-	39,215	6. 特別損失	277,586	186,380
その他の収益	26,109	4,305	(1) 固定資産処分損	536	154
(6) 購買事業費用	1,999,114	1,169,190	(2) 固定資産圧縮損	2,000	1,074
購買品供給原価	1,933,406	1,109,394	(3) 減損損失	215,872	169,683
購買供給費	40,597	32,121	(4) 茶緊急販売促進事業費	42,523	-
その他の費用	25,110	27,675	(5) P C B 廃棄物処分費用	5,110	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 15,822)	(▲ 5,061)	(6) 外部出資評価損	4,999	-
(うち貸倒損失)	(-)	(41)	(7) 新型コロナウイルス対策費用	3,361	-
購買事業総利益	290,950	264,191	(8) その他の特別損失	3,181	15,466
(7) 販売事業収益	871,087	904,479	税引前当期利益	260,495	290,970
販売品販売高	636,511	671,734	法人税、住民税及び事業税	77,469	53,392
販売手数料	219,363	213,224	法人税等調整額	9,777	27,624
その他の収益	15,213	19,521	法人税等合計	87,247	81,017
(8) 販売事業費用	599,144	635,134	当期剰余金	173,247	209,953
販売品販売原価	530,092	566,268	当期首繰越剰余金	1,604,734	1,539,955
販売費	8,176	7,999	会計方針の変更による累積的影響額	-	5,267
その他の費用	60,875	60,866	遷及処理後当期首繰越剰余金	-	1,545,222
(うち貸倒引当金繰入額)	(1)	(0)	営農安定化支援積立金取崩額	5,674	3,373
販売事業総利益	271,942	269,345	当期末処分剰余金	1,783,656	1,758,549
(9) 加工事業収益	238,393	199,160			
(10) 加工事業費用	188,258	163,280			
加工事業総利益	50,134	35,880			

(3) 注記表

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】</p> <p>1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(2) 子会社株式については、移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法に基づく原価法または償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 購買品(農薬、肥料、飼料、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(2) 購買品(上記以外の品目)、販売品については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(3) 製品(製品茶)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(4) 原材料(荒茶、仕上茶)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(5) その他の棚卸資産(貯蔵品等)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>(3) リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】</p> <p>1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(2) 子会社株式については、移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法に基づく原価法または償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 購買品(農薬、肥料、飼料、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(2) 購買品(上記以外の品目)、販売品については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(3) 製品(製品茶)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(4) 原材料(荒茶、仕上茶)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(5) その他の棚卸資産(貯蔵品等)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>(3) リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みにかかる必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当てを行っています。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p> <p>(5) ポイント引当金</p> <p>総合ポイント制度に基づき会員に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。</p> <p>(6) 特例業務負担金引当金</p> <p>農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を計上しています。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みにかかる必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当てを行っています。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p> <p>(5) 特例業務負担金引当金</p> <p>農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>① 購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>② 販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。</p> <p>6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>7. その他基本となる重要な会計方針 (事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について) 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しております。 【表示方法の変更に関する注記】 (会計上の見積り開示会計基準の適用初年度) 新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を(会計上の見積りに関する注記)に記載しています。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>③ 加工事業 組合員が生産した荒茶を原料に、仕上茶・飲料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>④ 宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。</p> <p>7. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>8. その他基本となる重要な会計方針 (事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について) 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しております。 (代理人として関与する取引の損益計算書の表示) 購買事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。 【会計方針の変更に関する注記】 (収益認識に関する会計基準等の適用) 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 (1) 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。 (2) 発行したポイントの会計処理 販売事業(じまん市)において、ポイント制度に基づいて販売品の販売に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、契約負債を経済事業負債の経済受託</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>【会計上の見積りに関する注記】</p> <p>(1) 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 629,637 千円</p> <p>② その他情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において(※1)将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で終息するとした仮定を盛り込んだ令和3年2月に作成した3か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 215,872 千円</p> <p>② その他の情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>債務に含めて表示しております。</p> <p>(3) LP ガスに関する収益認識</p> <p>購買事業における LP ガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。</p> <p>収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。</p> <p>この結果、利益剰余金の当期首残高は、5,267 千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が 680,682 千円、事業費用が 680,310 千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 372 千円それぞれ減少しております。</p> <p>(時価の算定に関する会計基準の適用)</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>【会計上の見積りに関する注記】</p> <p>(1) 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額</p> <p>繰延税金資産 599,394 千円(繰延税金負債との相殺前)</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で収束するとした仮定を盛り込んだ令和4年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額</p> <p>減損損失 169,683 千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

注記内容

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で終息するとした仮定を盛り込んだ令和3年2月に作成した3か年シミュレーションを基礎として算出しており、3か年シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 固定資産の圧縮記帳額は、1,814,449千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,270,459千円
構築物	22,438千円
機械装置	181,591千円
器具備品	65,409千円
土地	272,050千円
無形固定資産	2,500千円

2. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。

子会社に対する金銭債権の総額	228,614千円
子会社に対する金銭債務の総額	207,305千円

3. 理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。

理事及び監事に対する金銭債権の総額は877,172千円であり、金銭債務はありません。

4. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の合計額は328,832千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの貸出金の額は貸倒引当金控除前の額です。

(1) 貸出金のうち、破綻先債権額は64,719千円、延滞債権額は264,112千円です。

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)

注記内容

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で収束するとした仮定を盛り込んだ令和4年3月に作成した5か年シミュレーションを基礎として算出しており、5か年シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 139,086千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア) 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 固定資産の圧縮記帳額は、1,815,524千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,270,459千円
構築物	22,438千円
機械装置	181,591千円
器具備品	66,484千円
土地	272,050千円
無形固定資産	2,500千円

2. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。

子会社に対する金銭債権の総額	223,652千円
子会社に対する金銭債務の総額	217,982千円

3. 理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。

理事及び監事に対する金銭債権の総額は68,567千円であり、金銭債務はありません。

4. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は233,806千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。

(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は7,983千円、危険債権額は225,823千円です。

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

注記内容

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

【損益計算書に関する注記】

1. 子会社との取引高は次のとおりです。

子会社との取引による収益総額	42,609千円
うち事業取引高	6,963千円
うち事業取引以外の取引高	35,645千円
子会社との取引による費用総額	9千円
うち事業取引高	9千円

2. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

- (1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。また、本店、農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。
- (2) 当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

用途	種類	場所	減損損失額
松野支店	土地及び建物	静岡市葵区	11,854千円
しづはたじまん市	建物	静岡市葵区	21千円
中蘆支店	土地及び建物	静岡市葵区	47,051千円
国吉田支店	土地	静岡市駿河区	59,249千円
八幡支店	建物	静岡市駿河区	93,805千円
井川事務所	土地及び建物	静岡市葵区	3,050千円
旧久能支店	建物	静岡市駿河区	304千円
清沢事務所	土地	静岡市葵区	292千円
大川事務所	土地	静岡市葵区	242千円
合計			215,872千円

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)

注記内容

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

- (2) 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

【損益計算書に関する注記】

1. 子会社との取引高は次のとおりです。

子会社との取引による収益総額	43,410千円
うち事業取引高	7,754千円
うち事業取引以外の取引高	35,655千円
子会社との取引による費用総額	8千円
うち事業取引高	8千円

2. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

- (1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。また、本店、農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。
- (2) 当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

用途	種類	場所	減損損失額
中蘆支店	土地及び建物	静岡市葵区	1,902千円
あさはた支店	建物	静岡市葵区	157,421千円
しづはたじまん市	土地及び建物	静岡市葵区	6,424千円
旧国吉田支店	建物	静岡市駿河区	31千円
旧久能支店	建物	静岡市駿河区	840千円
旧飯間支店	土地	静岡市葵区	853千円
井川事務所	土地	静岡市葵区	670千円
清沢事務所	土地	静岡市葵区	850千円
大川事務所	土地	静岡市葵区	689千円
合計			169,683千円

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>これらの資産グループは、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落及び土地・建物の遊休状態による将来の用途が定まっていないこと等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値を比較し、高い額を採用しています。正味売却価額は、固定資産税評価額等に基づき算定しており、当年度についてはいずれの資産グループも正味売却価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を上回っていたため、正味売却価額を回収可能価額としています。</p> <p>【金融商品の時価等に関する注記】</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>これらの資産グループは、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落及び土地・建物の遊休状態による将来の用途が定まっていないこと等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値を比較し、高い額を採用しています。正味売却価額は、固定資産税評価額等に基づき算定しており、当年度についてはいずれの資産グループも正味売却価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を上回っていたため、正味売却価額を回収可能価額としています。</p> <p>【金融商品の時価等に関する注記】</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

注記内容

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が610,424千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めず(3)に記載しています。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金	244,422,992	244,550,903	127,910
有価証券	34,611,154	34,655,788	44,633
満期保有目的の債券	2,399,896	2,444,530	44,633
その他有価証券	32,211,258	32,211,258	-
貸出金(※1)	124,665,341	-	-
貸倒引当金(※2)	▲143,373	-	-
貸倒引当金控除後	124,521,967	125,197,071	675,103
外部出資	150,861	150,861	-
資産計	403,706,975	404,554,623	847,648
貯金	400,144,456	400,265,887	121,430
負債計	400,144,456	400,265,887	121,430

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金4,852千円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)

注記内容

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が602,078千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	230,624,563	230,727,510	102,946
有価証券	38,230,324	38,258,858	28,533
満期保有目的の債券	2,399,936	2,428,470	28,533
その他有価証券	35,830,388	35,830,388	-
貸出金	132,087,824	-	-
貸倒引当金(※)	▲78,252	-	-
貸倒引当金控除後	132,009,572	132,416,627	407,054
外部出資	132,980	132,980	-
資産計	400,997,440	401,535,976	538,535
貯金	396,600,452	396,647,774	47,322
負債計	396,600,452	396,647,774	47,322

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

注記内容

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格により、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については公表されている基準価格によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(※)	13,109,180

(※)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	240,922,992	-	-	-	-	3,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	1,200,000	1,200,000	-	-
その他の有価証券のうち満期があるもの	800,000	1,166,032	1,349,474	-	400,000	24,920,850
貸出金(※1、2、3)	7,030,767	6,727,079	6,065,735	5,922,658	5,675,840	93,059,471
合計	248,753,759	7,893,111	8,615,209	7,122,658	6,075,840	121,480,321

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)

注記内容

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額を OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(※)	13,109,180

(※)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	227,124,563	-	-	-	-	3,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	1,200,000	1,200,000	-	-	-
その他の有価証券のうち満期があるもの	1,263,092	1,479,342	-	300,000	1,017,910	27,303,460
貸出金(※1、2)	7,647,967	6,399,908	6,380,460	6,194,321	5,921,044	99,470,662
合計	236,035,623	9,079,250	7,580,460	6,494,321	6,938,954	130,274,122

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)						
注記内容						
(※1)貸出金のうち、当座貸越 550,882 千円については「1 年以内」に含めています。						
(※2)貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 173,125 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。						
(※3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 5,810 千円は償還日が特定できないため、含めていません。						
(5)有利子負債の決算日後の返済予定額						
(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	343,154,874	16,395,953	24,637,269	2,405,795	1,210,416	-
譲渡性貯金	12,340,146	-	-	-	-	-
合計	355,495,020	16,395,953	24,637,269	2,405,795	1,210,416	-
(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。						
【有価証券に関する注記】						
1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。						
(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの						
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。						
(単位:千円)						
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,399,896	2,444,530	44,633		
合計		2,399,896	2,444,530	44,633		
(2) その他有価証券で時価のあるもの						
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。						
(単位:千円)						
	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)		
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債権					
	国債	4,365,161	4,706,400	341,238		
	地方債	1,707,910	1,810,100	102,189		
	社債	8,710,807	8,922,490	211,682		
	政府保証債	701,265	711,600	10,334		
	その他	2,666,400	3,346,209	679,808		
小計	18,151,544	19,496,799	1,345,254			
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券					
	国債	6,105,606	6,049,060	▲ 56,546		
	地方債	812,279	805,570	▲ 6,709		
	社債	4,202,629	4,087,740	▲ 114,889		
	政府保証債	103,774	102,100	▲ 1,674		
	その他	1,900,000	1,820,850	▲ 79,150		
小計	13,124,290	12,865,320	▲ 258,970			
合計	31,275,834	32,362,119	1,086,284			
(※) 上記評価差額から繰延税金負債 296,664 千円を差し引いた金額 789,619 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。						
2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。						

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)						
注記内容						
(※1)貸出金のうち、当座貸越 527,407 千円については「1 年以内」に含めています。						
(※2)貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権 73,460 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。						
(5)有利子負債の決算日後の返済予定額						
(単位:千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	338,543,580	23,208,151	25,523,247	1,633,392	1,151,753	-
譲渡性貯金	6,540,326	-	-	-	-	-
合計	345,083,906	23,208,151	25,523,247	1,633,392	1,151,753	-
(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。						
【有価証券に関する注記】						
1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。						
(1) 満期保有目的の債券						
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。						
(単位:千円)						
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,399,936	2,428,470	28,533		
合計		2,399,936	2,428,470	28,533		
(2) その他有価証券						
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。						
(単位:千円)						
	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)		
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債権					
	国債	2,318,698	2,562,260	243,561		
	地方債	1,102,964	1,159,220	56,255		
	社債	4,603,042	4,741,800	138,757		
	政府保証債	400,000	404,160	4,160		
	その他	2,849,911	3,382,069	532,157		
小計	11,274,616	12,249,509	974,892			
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券					
	国債	10,248,842	10,004,860	▲ 243,982		
	地方債	1,240,340	1,207,860	▲ 32,480		
	社債	9,215,724	8,970,630	▲ 245,094		
	政府保証債	204,582	200,490	▲ 4,092		
	その他	3,443,264	3,330,019	▲ 113,245		
小計	24,352,755	23,713,859	▲ 638,896			
合計	35,627,371	35,963,368	335,996			
(※) 上記評価差額から繰延税金負債 91,760 千円を差し引いた金額 244,235 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。						
2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。						

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

注記内容

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:千円)

種類	売却額	売却益	売却損
債券	3,214,299	114,550	-
国債	706,718	6,770	-
地方債	1,248,491	47,873	-
公社公団債	111,821	12,131	-
政府保証債	336,173	36,672	-
社債	811,096	11,103	-
受益証券	1,522,278	85,110	-
合計	4,736,577	199,661	-

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

【退職給付に係る会計基準の適用に関する注記】

1. 当事業年度末における退職給付債務及び退職給付引当金の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付債務	3,566,784
勤務費用	168,592
利息費用	27,765
数理計算上の差異の発生額	19,959
退職給付の支払額	▲ 216,280
期末における退職給付債務	3,566,821

(3) 共済会給付金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における共済会給付金	2,064,441
期待運用収益	10,735
数理計算上の差異の発生額	▲ 181
共済会拠出金	131,370
退職給付の支払額	▲ 131,128
期末における共済会給付金	2,075,235

(4) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	3,566,821
共済会給付金	▲ 2,075,235
未認識数理計算上の差異	37,239
転籍者の当農協勤務期間に係る引当金	2,425
退職給付引当金	1,531,250

(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項

(単位:千円)

勤務費用	168,592
利息費用	27,765
期待運用収益 共済会	▲ 10,735
数理計算上の差異の戻入処理額	▲ 30,078
臨時に支払った割増退職金	4,850
退職給付費用	160,395

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)

注記内容

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:千円)

種類	売却額	売却益	売却損
債券	7,239,482	141,999	-
国債	4,562,976	68,416	-
地方債	933,665	31,533	-
公社公団債	302,106	1,938	-
社債	1,440,735	40,111	-
受益証券	1,643,405	173,972	-
合計	8,882,887	315,972	-

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

【退職給付に係る会計基準の適用に関する注記】

1. 当事業年度末における退職給付債務及び退職給付引当金の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付債務	3,566,821
勤務費用	163,551
利息費用	26,217
数理計算上の差異の発生額	▲ 15,066
退職給付の支払額	▲ 377,142
期末における退職給付債務	3,364,381

(3) 共済会給付金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における共済会給付金	2,075,235
期待運用収益	10,376
数理計算上の差異の発生額	▲ 86
共済会拠出金	130,260
退職給付の支払額	▲ 219,335
期末における共済会給付金	1,996,449

(4) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	3,364,381
共済会給付金	▲ 1,996,449
未認識数理計算上の差異	34,135
転籍者の当農協勤務期間に係る引当金	2,425
退職給付引当金	1,404,492

(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項

(単位:千円)

勤務費用	163,551
利息費用	26,217
期待運用収益 共済会	▲ 10,376
数理計算上の差異の戻入処理額	▲ 18,083
臨時に支払った割増退職金	2,783
退職給付費用	164,092

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)	
注記内容	
(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
共済会	
預金	62.94%
退職年金共済預け金	37.05%
合計	100.00%
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(8) 割引率その他の数理計算上の計算に関する事項	
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	0.78%
③ 長期期待運用収益率 共済会	0.52%
(9) 特例業務負担金の将来見込額	
人件費(福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。	
なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は36,582千円となっています。	
また、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は413,656千円となっています。	
なお、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。	
【税効果会計の適用に関する注記】	
1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	
	(単位:千円)
繰延税金資産	
退職給付引当金	418,184
減損損失計上額	235,680
特例業務負担金引当金	109,315
賞与引当金	66,296
役員退職慰労引当金	18,197
賞与引当金にかかる社会保険料	10,576
その他	42,489
繰延税金資産小計	900,740
評価性引当額	▲ 271,102
繰延税金資産合計	629,637
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	296,664
固定資産圧縮積立金	36,335
資産除去債務に対応する除去費用	640
繰延税金負債合計	333,640
繰延税金資産純額	295,997

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)	
注記内容	
(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
共済会	
預金	64.54%
退職年金共済預け金	35.45%
合計	100.00%
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(8) 割引率その他の数理計算上の計算に関する事項	
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	0.78%
③ 長期期待運用収益率 共済会	0.50%
(9) 特例業務負担金の将来見込額	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は36,204千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。	
また、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は375,528千円となっています。	
なお、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。	
【税効果会計の適用に関する注記】	
1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	
	(単位:千円)
繰延税金資産	
退職給付引当金	383,566
減損損失計上額	272,311
特例業務負担金引当金	98,949
賞与引当金	62,435
役員退職慰労引当金	21,014
賞与引当金にかかる社会保険料	10,038
その他	37,528
繰延税金資産小計	885,844
評価性引当額	▲ 286,450
繰延税金資産合計	599,394
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	91,760
固定資産圧縮積立金	36,335
繰延税金負債合計	128,096
繰延税金資産純額	471,298

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)			
注記内容			
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳			
法定実効税率	27.31%		
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.28%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 ▲	9.19%		
住民税均等割等	1.56%		
評価性引当額の増減	7.19%		
未払法人税と納税額との差額	1.84%		
その他	1.49%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.49%		
【その他の注記事項】			
オペレーティング・リース取引に関するもの			
ファイナンス・リース取引以外のリース取引(オペレーティング・リース取引)については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。			
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	106,534千円	207,228千円	313,762千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。(解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています)			

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)			
注記内容			
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳			
法定実効税率	27.31%		
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.35%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 ▲	8.32%		
住民税均等割等	1.39%		
評価性引当額の増減	5.49%		
その他	▲ 0.38%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.84%		
【収益認識に関する注記】			
収益を理解するための基礎となる情報			
「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。			
【その他の注記事項】			
オペレーティング・リース取引に関するもの			
ファイナンス・リース取引以外のリース取引(オペレーティング・リース取引)については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。			
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	98,841千円	184,969千円	283,811千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。(解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています)			

(4) 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 当期末処分剰余金	1,783,656	1,758,549
内訳〔繰越剰余金〕	〔1,604,734〕	〔1,545,222〕
営農安定化支援積立金取崩額	5,674	3,373
当期剰余金	173,247	209,953
2. 剰余金処分額	243,701	256,154
任意積立金	207,000	220,000
地震対策積立金	80,000	90,000
経営安定化積立金	80,000	90,000
じまん市施設整備積立金	17,000	10,000
組合員教育基金積立金	30,000	30,000
出資配当金	36,701	36,154
3. 次期繰越剰余金	1,539,955	1,502,394

(注)

1. 出資配当は年2%です。ただし、年度内の増資及び新加入については日割り計算を行っています。
2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額11,000千円が含まれています。
令和2年度 9,000千円
令和3年度 11,000千円

(5) 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計		信用事業		共済事業		農業関連事業		生活その他事業		営農指導事業		共通管理費等	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
事業収益 ①	8,167,902	7,154,141	3,288,437	3,214,634	1,330,484	1,269,413	2,496,186	2,408,099	1,012,014	222,618	40,780	39,375		
事業費用 ②	3,385,733	2,494,598	484,460	424,779	37,080	31,817	2,018,893	1,952,763	792,172	36,608	53,126	48,630		
事業総利益 (①-②) ③	4,782,169	4,659,543	2,803,977	2,789,855	1,293,403	1,237,595	477,292	455,336	219,841	186,010	▲ 12,345	▲ 9,255		
事業管理費 ④	4,542,132	4,449,944	2,045,247	2,021,590	996,542	963,656	820,462	828,309	330,646	290,423	349,232	345,965		
（うち人件費 ⑤）	3,192,064	3,122,590	1,260,243	1,235,645	786,945	766,478	610,213	614,357	258,296	230,227	276,366	275,880		
（うち減価償却費 ⑥）	193,406	180,283	79,618	75,592	42,634	38,492	40,256	39,159	14,642	12,135	16,254	14,904		
※うち共通管理費 ⑥			423,091	421,163	6,493	196,628	111,465	111,710	42,184	35,374	35,510	33,879	▲ 818,744	▲ 798,756
（うち人件費 ⑦）			226,167	232,253	110,123	108,514	52,173	53,925	18,067	15,903	15,663	15,241	▲ 422,196	▲ 425,839
（うち減価償却費 ⑦）			9,852	9,565	4,801	4,452	1,845	1,848	573	484	511	486	▲ 17,583	▲ 16,838
事業利益 (③-④) ⑧	240,037	209,598	758,730	768,264	296,860	273,939	▲ 343,170	▲ 372,972	▲ 110,805	▲ 104,412	▲ 361,578	▲ 355,220		
事業外収益 ⑨	283,589	291,200	167,816	177,162	68,006	68,449	30,275	30,015	7,626	7,106	9,864	8,467		
※うち共通分 ⑩			13,965	17,281	6,799	8,055	4,198	5,384	1,626	1,807	1,354	1,686	▲ 27,944	▲ 34,216
事業外費用 ⑪	30,980	30,577	14,983	14,748	7,118	7,006	5,109	5,211	2,071	1,929	1,697	1,682		
※うち共通分 ⑫			14,580	14,748	7,118	7,006	5,109	5,211	2,071	1,929	1,697	1,682	▲ 30,576	▲ 30,577
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	492,646	470,221	911,562	930,678	357,748	335,382	▲ 318,004	▲ 348,169	▲ 105,249	▲ 99,235	▲ 353,411	▲ 348,435		
特別利益 ⑭	45,435	7,129	21,642	3,443	10,571	1,626	7,618	1,222	3,081	443	2,522	392		
※うち共通分 ⑮			21,642	3,443	10,571	1,626	7,618	1,222	3,081	443	2,522	392	▲ 45,435	▲ 7,129
特別損失 ⑯	277,586	186,380	131,911	89,815	64,408	42,664	46,941	31,887	18,776	11,744	15,548	10,268		
※うち共通分 ⑰			131,911	89,815	64,393	42,664	46,396	31,887	18,776	11,744	15,383	10,268	▲ 276,861	▲ 186,380
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑰) ⑱	260,495	290,970	801,293	844,306	303,911	294,345	▲ 357,327	▲ 378,833	▲ 120,944	▲ 110,536	▲ 366,438	▲ 358,312		
営農指導事業分配賦額 ⑲			155,724	154,574	82,122	78,946	90,730	89,298	37,860	35,492	▲ 366,438	▲ 358,312		
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	260,495	290,970	645,569	689,732	221,789	215,398	▲ 448,058	▲ 468,131	▲ 158,805	▲ 146,029				

※ ⑥、⑦、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直轄できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

共通管理費等の各損益（事業管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失）は、次の基準により各事業に配賦してします。

$$\text{配賦基準} = \frac{\text{各部門の事業総利益割合} + \text{事業管理費割合} + \text{稼働職員割合}}{3}$$

(2) 営農指導事業

営農指導事業の税引前当期利益は、次の基準により各事業に配賦しています。

なお、営農指導部貢献度比率の部門別内訳は、信用26%、共済18%、農業関連40%、生活その他16%です。

$$\text{配賦基準} = \frac{\text{各部門の事業総利益割合} + \text{営農指導貢献度比率}}{2}$$

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業		共済事業		農業関連事業		生活その他事業		営農指導事業		計
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	
共通管理費等	50.5%	51.7%	24.6%	24.2%	14.6%	14.7%	5.6%	4.9%	4.7%	4.5%	100%
営農指導事業	42.5%	43.1%	22.4%	22.0%	24.8%	24.9%	10.3%	9.9%			100%

2. 経営指標

(1) 損益の推移

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	8,737	8,759	8,395	8,167	7,154
信用事業	3,359	3,497	3,391	3,288	3,214
共済事業	1,501	1,475	1,405	1,330	1,269
農業関連事業	2,633	2,598	2,532	2,496	2,408
生活その他事業	1,182	1,144	1,021	1,012	222
営農指導事業	60	43	44	40	39
経常利益	463	381	693	492	470
当期剰余金	323	244	▲ 57	173	209

- (注) 1. 「経常収益」は、損益計算書上の「事業収益」と一致します。
 2. 「当期剰余金」は銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 「信託業務」の取扱は行っていません。

(2) 主な財産状況等の推移

(単位:百万円、口、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総資産額	400,473	414,234	415,667	426,241	423,232
貯金等残高	374,386	387,816	389,909	400,144	396,600
貸出金残高	109,010	112,539	118,951	124,660	132,087
有価証券残高	28,712	28,466	29,070	34,611	38,230
純資産額	20,010	20,351	19,636	20,215	19,820
出資金残高	1,902	1,887	1,867	1,847	1,821
(出資口数)	(1,902,609)	(1,887,328)	(1,867,856)	(1,847,596)	(1,821,704)
単体自己資本比率	14.58%	13.86%	13.25%	12.83%	12.88%
職員数	606	588	557	558	514

- (注) 1. 「単体自己資本比率」は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

(3) 剰余金の配当状況

(単位:百万円、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出資配当	率	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%
	金額	37	37	37	36
事業分量配当	金額	-	-	-	-

(4) 主な諸比率の状況

(単位:百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	備考
① 事業粗利益	4,782	4,659	損益計算書の事業総利益
(事業粗利益率)	1.11%	1.09%	事業粗利益(事業総利益)÷総資産平均残高×100
② 信用事業粗利益	2,803	2,789	損益計算書の信用事業総利益
(信用事業粗利益率)	0.70%	0.68%	信用事業粗利益(信用事業総利益)÷信用事業資産平均残高×100
③ 総資産経常利益率	0.11%	0.11%	経常利益÷総資産平均残高×100
④ 資本経常利益率	2.55%	2.42%	経常利益÷純資産平均残高×100
⑤ 総資産当期純利益率	0.04%	0.05%	当期剰余金÷総資産平均残高×100
⑥ 資本当期純利益率	0.90%	1.08%	当期剰余金÷純資産平均残高×100

3. 信用事業の状況

(1) 貯貸率および貯証率の状況

(単位:%)

	期末残高		平均残高	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
貯 貸 率	32.1	33.9	31.5	33.0
貯 証 率	8.9	9.8	8.0	9.2

(注) 「貯貸率」とは貯金に対する貸出金の割合を表したもので、「貯証率」とは貯金に対する有価証券の割合を表しています。

(2) 信用事業収支の状況

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
資 金 運 用 収 支	2,714	2,595	▲ 118 ①
資金運用収益	2,905	2,720	▲ 184
資金調達費用	191	125	▲ 65
役 務 取 引 等 収 支	66	62	▲ 4 ②
そ の 他 事 業 直 接 収 支	114	141	27 ③
そ の 他 経 常 収 支	▲ 91	▲ 9	81 ④
信 用 事 業 総 利 益	2,803	2,789	▲ 14 ①～④の合計

(3) 資金運用・調達の状況

(単位:百万円、%)

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	401,027	2,905	0.72%	407,665	2,720	0.67%
うち預金	249,285	1,509	0.61%	243,349	1,346	0.55%
うち有価証券	30,897	323	1.05%	35,924	295	0.82%
うち貸出金	120,843	1,072	0.89%	128,391	1,078	0.84%
資金調達勘定	398,528	178	0.04%	404,716	111	0.03%
うち貯金・定期積金	384,153	173	0.05%	388,493	105	0.03%
うち譲渡性貯金	14,309	4	0.03%	16,132	5	0.03%
うち借入金	65	0	0.34%	90	0	0.48%
利 ざ や			0.68%			0.64%
総 資 金 利 ざ や			0.68%			0.64%

(注) 1. 利ざや=運用利回り-調達利回り

2. 総資金利ざや=運用利回り-資金調達原価率(調達利回り+経費率)

経費率=信用部門の事業管理費÷調達資金平均残高

3. 預金利息は受取事業分量配当金を含めています(以下同様)。

(4) 受取利息・支払利息の増減 (単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
受取利息	▲ 42	▲ 184
うち預金利息	▲ 76	▲ 162
うち有価証券利息・配当金	70	▲ 27
うち貸出金利息	▲ 36	5
支払利息	▲ 38	▲ 66
うち貯金・定期積金利息等	▲ 41	▲ 67
うち譲渡性貯金利息	3	0
うち借入金利息	0	0
差 引	▲ 4	▲ 117

(注) 各欄には前年度に対する増減額を記載しています。

(5) リスク管理債権（貸出金）の状況

① リスク管理債権の内容

当JAのリスク管理債権の状況は次のとおりです。なお、貸出金総額に占めるリスク管理債権の割合は0.17%です。

(単位:百万円)

リスク管理債権の区分	令和2年度	令和3年度
破綻先債権	64	7
延滞債権	264	225
3カ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
合 計	328	233

(注) リスク管理債権は、農協法施行規則第204条の規定に則り、担保・保証の有無にかかわらず開示しているため、回収不能額を示すものではありません。

② リスク管理債権に対する対応状況

令和3年度の上記リスク管理債権に対する担保・保証および引当金による保全状況は次のとおりであり、債権保全には万全を期しております。

(単位:百万円)

担保・保証による保全部分	160
個別貸倒引当金残高	73
信用事業に係る一般貸倒引当金残高	4

(注) 用語の説明

1. リスク管理債権

① 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいいます。

② 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。

③ 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいいます。

④ 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①から③までに掲げるものを除く。）をいいます。

2. 担保・保証による保全部分

上記の4種類の貸出金のうち、貯金や定期積金、有価証券、および不動産などの確実な担保ならびに農業信用基金協会等の確実な保証先による債務保証により保全された額を指します。

3. 個別貸倒引当金

破綻先貸出金など貸倒れの可能性の高い貸出金に対して、貸倒れにより発生する損失金額を見積もり、引き当てたものです。

4. 一般貸倒引当金

個別貸倒引当金の対象となる貸出金以外について、現状では回収不能の危険性は薄いものの、将来に備えるために、残高に一定率を乗じた金額を引き当てたものです。

5. その他の不良債権

「農協法施行規則」によるリスク管理債権は上記のとおりですが、購買未収金等その他の事業に係る債権についても、貸出金に準じて、一定の基準により「貸倒引当金」を引き当てております。

なお、元本補てん契約のある信託にかかる貸出金はありません。

(6) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

当JAの金融再生法の開示区分にもとづく債権額は次のとおりであり、保全には万全を期しております。

(単位：百万円)

金融再生法の債権区分		債権額	保全額				
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	211	11	61	138	211	
	令和3年度	138	10	54	73	138	
危険債権	令和2年度	116	1	115	-	116	
	令和3年度	95	-	95	-	95	
要管理債権	令和2年度	-	-	-	-	-	
	令和3年度	-	-	-	-	-	
	三月以上延滞債権	令和2年度	-	-	-	-	-
		令和3年度	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和2年度	-	-	-	-	-
		令和3年度	-	-	-	-	-
小計	令和2年度	328	13	177	138	328	
	令和3年度	233	10	149	73	233	
正常債権	令和2年度	124,384					
	令和3年度	131,909					
合計	令和2年度	124,713					
	令和3年度	132,142					

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権を言います。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権を言います。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と、5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額を言います。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものを言います。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものを言います。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権を言います。

(7) 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分		前期繰越高	当期増加高	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	-	4		-	4
	令和3年度	4	4		4	4
個別貸倒引当金	令和2年度	218	206	0	217	206
	令和3年度	206	134	64	141	134
合計	令和2年度	218	210	0	217	210
	令和3年度	210	139	64	146	139

注： 貸倒引当金には信用事業以外の債権にかかるものを含んでいます。

(8) 貸出金償却の状況

該当する取引はありません。

(9)貸出金等の状況

①貸出金種類別残高（構成比）

（単位：百万円、％）

	期 末 残 高		平 均 残 高	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
手形貸付金	-	20	3	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
証書貸付金	124,109	131,540	120,292	127,874
	(99.6%)	(99.6%)	(99.5%)	(99.6%)
当座貸越	550	527	568	529
	(0.4%)	(0.4%)	(0.5%)	(0.4%)
貸出金計	124,660	132,087	120,863	128,403
	(100.0%)	(100.0%)	100.00%)	(100.00%)
(うち固定金利貸出金)	21,767	24,902		
(うち変動金利貸出金)	102,231	106,552		

（注）（ ）内は、構成比を表したものです。

②運転資金・設備資金別残高

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
運 転 資 金	6,852	7,294
設 備 資 金	61,546	64,387

注：1. 運転資金には当座貸越を含んでいます。

2. 設備資金、運転資金のみを記載しているため、合計額は貸出金残高と一致しません。

③業種別貸出残高（構成比）

（単位：百万円、％）

	令和2年度	令和3年度
農業	15,990 (12.8%)	15,344 (11.6%)
林業	50 (0.0%)	51 (0.0%)
水産業	248 (0.2%)	230 (0.2%)
製造業	6,833 (5.5%)	6,395 (4.9%)
鉱業	478 (0.4%)	434 (0.3%)
建設業	4,898 (3.9%)	4,917 (3.7%)
不動産業	14,060 (11.3%)	13,782 (10.4%)
事業関連	1,884 (1.5%)	2,092 (1.6%)
電気・ガス・熱供給・水道業	1,884 (1.5%)	2,092 (1.6%)
運輸・通信業	2,681 (2.2%)	3,106 (2.4%)
卸売・小売・飲食業	3,407 (2.7%)	3,341 (2.5%)
サービス業	11,916 (9.6%)	12,661 (9.6%)
金融・保険業	10,428 (8.4%)	10,984 (8.3%)
地方公共団体	4,901 (3.9%)	7,870 (6.0%)
その他	46,879 (37.6%)	50,874 (38.5%)
小計	124,660 (100.0%)	132,087 (100.0%)
住宅・生活関連、その他	- (-)	- (-)
合 計	124,660 (100.0%)	132,087 (100.0%)

（注）1. （ ）内は、構成比を表しています。

2. 業種は主たる業種としています。残高及び構成比は主たる業種以外の業種に対する貸出金を含んでいます。

④貸出金担保別の内訳

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
定期貯金・定期積金	3,629	3,767
不 動 産	5,006	4,892
有 価 証 券	-	-
そ の 他	52,463	52,452
担 保 計	61,099	61,113
機 関 保 証	51,945	55,882
信 用 そ の 他	11,616	15,091
合 計	124,660	132,087

（注）1. 債務保証はありません。

2. ひとつの貸出金で、不動産担保および機関保証を付保している場合は、機関保証のみに記載しています。

3. 機関保証とは、農業信用基金協会、信用保証協会等による保証です。

4. 信用その他には個人保証貸出が含まれます。

⑤ 営農類型・資金種別別残高

(単位：百万円)

種 類		令和2年度	令和3年度
営農類型別	農業	1,406	1,197
	穀作	37	17
	野菜・園芸	323	250
	果樹・樹園農業	95	97
	茶	71	57
	養豚・肉牛・酪農	2	1
	養鶏・養卵	0	0
	その他農業	875	774
	農業関連団体等	-	-
資金種別	プロパー資金	1,132	946
	農業制度資金	273	251
	農業近代化資金	212	198
	その他制度資金	60	52
合 計		1,406	1,197

- (注) 1. 農業の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、土地改良区、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられていない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、他のJAや経済連やJA等の子会社が含まれています。
茶農協など専門農協への貸出は該当する作目に計上しています。
4. プロパー資金とは、貸出金のうち制度資金以外のものをいいます。
5. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJA等が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金（間接融資）と②を対象としています。

⑥ 農業関係の受託貸付金残高

該当する取引はありません。

(10)貯金の状況

①貯金種類別残高（構成比）

（単位：百万円、％）

		期 末 残 高		平 均 残 高	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
流 動 性 貯 金	当 座 貯 金	279 (0.1%)	392 (0.1%)	270 (0.1%)	341 (0.1%)
	普 通 貯 金	152,541 (38.1%)	164,154 (41.4%)	145,503 (36.5%)	159,735 (39.5%)
	貯 蓄 貯 金	370 (0.1%)	384 (0.1%)	373 (0.1%)	390 (0.1%)
	通 知 貯 金	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)
定 期 性 貯 金	定 期 貯 金	222,570 (55.6%)	212,737 (53.6%)	226,191 (56.8%)	215,667 (53.3%)
	（固定金利定期貯金）	222,549	212,717		
	（変動金利定期貯金）	20	20		
	定 期 積 金	11,879 (3.0%)	12,348 (3.1%)	11,644 (2.9%)	12,190 (3.0%)
	そ の 他 の 貯 金	163 (0.0%)	42 (0.0%)	156 (0.0%)	152 (0.0%)
	計	387,804 (96.9%)	390,060 (98.4%)	384,140 (96.4%)	388,479 (96.0%)
	譲 渡 性 貯 金	12,340 (3.1%)	6,540 (1.6%)	14,309 (3.6%)	16,132 (4.0%)
	貯 金 合 計	400,144 (100.0%)	396,600 (100.0%)	398,450 (100.0%)	404,611 (100.0%)

(注) () 内は、構成比を表したものです。

(11) 有価証券等の状況

①有価証券種類別残高（構成比）

（単位：百万円、％）

	期 末 残 高		平 均 残 高	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 債	10,755 (31.1%)	12,567 (32.9%)	8,198 (26.5%)	11,166 (31.1%)
地 方 債	5,015 (14.5%)	4,767 (12.5%)	5,089 (16.5%)	4,789 (13.3%)
政 府 保 証 債	813 (2.4%)	604 (1.6%)	659 (2.1%)	795 (2.2%)
金 融 債	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
社 債	13,010 (37.6%)	13,712 (35.9%)	12,426 (40.2%)	13,533 (37.7%)
受 益 証 券	5,016 (14.5%)	6,579 (17.2%)	4,524 (14.6%)	5,640 (15.7%)
合 計	34,611 (100.0%)	38,230 (100.0%)	30,897 (100.0%)	35,924 (100.0%)

(注) 1 () 内は構成比を表わしたものです。

2. 外国株式、外国債券、短期社債、株式、投資証券は保有しておりません。
貸付有価証券は有価証券の種類ごとに記載しています。

②有価証券の残存期間別残高

国債 (単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
1 年 以 下	301	-
1 年 超 3 年 以 下	101	-
3 年 超 5 年 以 下	-	-
5 年 超 10 年 以 下	571	559
10 年 超	9,782	12,008
期間の定めのないもの	-	-
合 計	10,755	12,567

地方債 (単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
1 年 以 下	100	200
1 年 超 3 年 以 下	1,606	2,602
3 年 超 5 年 以 下	1,200	-
5 年 超 10 年 以 下	325	320
10 年 超	1,784	1,643
期間の定めのないもの	-	-
合 計	5,015	4,767

政府保証債

区 分	令和2年度	令和3年度
1 年 以 下	201	100
1 年 超 3 年 以 下	407	303
3 年 超 5 年 以 下	-	-
5 年 超 10 年 以 下	-	-
10 年 超	204	200
期間の定めのないもの	-	-
合 計	813	604

金融債

区 分	令和2年度	令和3年度
1 年 以 下	-	-
1 年 超 3 年 以 下	-	-
3 年 超 5 年 以 下	-	-
5 年 超 10 年 以 下	-	-
10 年 超	-	-
期間の定めのないもの	-	-
合 計	-	-

社債

区 分	令和2年度	令和3年度
1 年 以 下	201	502
1 年 超 3 年 以 下	1,223	709
3 年 超 5 年 以 下	403	907
5 年 超 10 年 以 下	3,972	4,227
10 年 超	7,210	7,365
期間の定めのないもの	-	-
合 計	13,010	13,712

受益証券

区 分	令和2年度	令和3年度
1 年 以 下	-	463
1 年 超 3 年 以 下	415	279
3 年 超 5 年 以 下	-	417
5 年 超 10 年 以 下	1,821	1,303
10 年 超	-	-
期間の定めのないもの	2,779	4,115
合 計	5,016	6,579

③商品有価証券種類別残高（構成比）

該当する取引はありません。

④有価証券等の時価情報

・満期保有目的の債券で時価のあるもの（単位：百万円）

令和2年度			令和3年度		
貸借対照表価額	時 価	差 額	貸借対照表価額	時 価	差 額
2,399	2,444	44	2,399	2,428	28

(注)満期保有目的債券の時価は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

・その他有価証券で時価のあるもの（単位：百万円）

	令和2年度			令和3年度		
	取得原価	貸借対照表価額	評価差額	取得原価	貸借対照表価額	評価差額
債 券	26,709	27,195	485	29,334	29,251	△ 82
そ の 他	4,566	5,167	600	6,293	6,712	418
合 計	31,275	32,362	1,086	35,627	35,963	335

(注)1. 上記の有価証券残高には外部出資残高を含めて記載しています。

2. 貸借対照表価額は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

・時価のない主な有価証券の内容（単位：百万円）

	貸借対照表価額	
	令和2年度	令和3年度
子会社および関連会社株式	19	19
そ の 他 有 価 証 券	13,089	13,089
（系統機関出資金）	12,730	12,730
（系統機関外出資金）	358	358

(注)上記の有価証券残高には外部出資残高を含めて記載しています。

・金銭の信託の内容

該当する取引はありません。

(12)公共債の窓口販売実績

(単位：百万円)

	窓口販売実績	
	令和2年度	令和3年度
国 債	-	0

(13)内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件 数	82	514	83	503
	金 額	111,959	165,117	115,202	158,852
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	0	19	29	0
雑 為 替	件 数	21	21	19	19
	金 額	78,315	103,200	74,319	100,758
合 計	件 数	104	535	103	522
	金 額	190,275	268,338	189,551	259,610

4. 共済事業の状況

(1) 長期共済新契約高・保有高

(単位：百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命 総合 共済 建物 更生 共済	終身共済	4,270	164,559	5,073	156,200
	定期生命共済	433	1,663	280	1,890
	養老生命共済	1,068	45,405	978	40,900
	こども共済	918	16,962	654	16,561
	医療共済	70	3,500	109	3,211
	がん共済	-	502	-	481
	定期医療共済	-	621	-	575
	介護共済	314	2,435	278	2,694
	年金共済	-	11	-	11
	建物更生共済	72,777	667,196	59,957	662,339
計	78,935	885,895	66,678	868,304	

(注) 1. 長期共済は、契約期間が5年以上の共済です。

2. 合計の金額は、保障額です(年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含みます)。

(2) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		件数	共済掛金	件数	共済掛金
火災共済	1,738	19	1,691	19	
自動車共済	14,850	671	14,667	670	
傷害共済	5,752	8	6,597	8	
団体定期生命共済	-	-	-	-	
定額定期生命共済	10	0	9	0	
賠償責任共済	908	1	757	1	
自賠責共済	3,869	73	3,597	64	
計	27,127	774	27,318	764	

(注) 1. 短期共済は、契約期間が5年未満の共済です。

2. 件数は次のとおりです。

火災…符号(目的)件数 自動車・個人賠償…証書件数 傷害・団体定期・定額定期生命…被共済者数
自賠責…契約台数

5. その他の事業の状況

(1) 購買事業取扱実績

(単位：百万円)

種類		購買品供給・取扱高		種類		購買品供給・取扱高		
		令和2年度	令和3年度			令和2年度	令和3年度	
生産資材	飼料	34	39	生活資材	米	48	46	
	肥料	383	387		食品	生鮮食品	-	-
	農薬	220	213			一般食品	203	202
	保温資材	85	84		衣料品		25	11
	包装資材	140	140		耐久消費財		73	58
	農業機械	265	216		日用品		268	214
	石油類	46	58		L P ガス		207	201
	自動車	34	15		石油類		73	80
	その他	149	136		その他		1	1
	小計	1,362	1,294		小計		901	817
				合計		2,263	2,111	

(2) 販売事業取扱実績

(単位：百万円)

種類		販売品販売・取扱高		種類		販売品販売・取扱高	
		令和2年度	令和3年度			令和2年度	令和3年度
農産物	米	109	103	畜産物	生乳	17	14
	麦	-	-		牛乳(加工乳等)	-	-
	雑穀・豆類	-	-		鶏卵	-	-
	加工用甘藷・馬鈴薯	-	-		ひな・種鶏	-	-
	繭	-	-		ブロイラー・成鶏	-	-
	野菜	982	1,019		乳用牛	-	-
	果実	206	230		肉用牛	81	83
	茶	498	585		肉豚	-	-
	その他工芸作物	-	-		その他畜産物	17	13
	花き・花木	171	207		小計	116	110
その他農林水産物	1,767	1,756					
小計	3,737	3,903	合計		3,853	4,013	

(3) 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

種類	製品販売高	
	令和2年度	令和3年度
仕上茶	255	194
合計	255	194

(4) 指導事業収支の内容

(単位：百万円)

項目		令和2年度	令和3年度
収入	賦課金	7	7
	実費収入	5	5
	指導事業補助金	4	4
	その他収益	14	13
	合計	31	31
支出	営農改善費	13	12
	生活文化事業費	3	2
	教育情報費	3	2
	その他指導費用	30	29
	合計	50	46

6. 自己資本の充実の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和4年3月末の当 J A の自己資本比率は12.88%であり、国内基準の目安である4%を大幅に上回る水準を保持しています。

当組合の自己資本は組合員の皆様の出資や事業の利用の結果の剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	当 J A
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	1,821百万円（前年度1,847百万円）

(注)

1. 普通出資のうち13百万円は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当 J A で取得しており、この額はコア資本に不算入としています。
2. 当 J A には普通出資以外の回転出資金、劣後ローン等はありません。

当組合では、自己資本比率算出要領を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理をしリスクに対応した十分な自己資本の維持を図り、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円 %)

	令和3年度	令和2年度	
			経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,540	19,362	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,821	1,847	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	17,768	17,562	
うち、外部流出予定額(△)	▲36	▲36	
うち、上記以外に該当するものの額	▲13	▲11	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	4	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4	4	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
うち、回転出資金の額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,544	19,366	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	4	0
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	4	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴いより増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	4	
自己資本			
自己資本の額(イ) - (ロ)	(ハ)	19,541	19,362
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	142,765	141,593	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,880	9,228	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	151,646	150,822	
自己資本比率			
自己資本比率(ハ) / (ニ)		12.88%	12.83%

- 「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,036	-	-	1,090	-	-
我が国の中央政府および 中央銀行向け	12,584	-	-	10,483	-	-
外国の中央政府および 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	12,620	-	-	9,829	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向 け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	500	30	1	600	30	1
我が国の政府関係機関向け	1,607	120	4	1,808	130	5
地方三公社向け	100	20	0	300	60	2
金融機関および第一種金融商品取引 業者向け	237,741	47,548	1,901	251,040	50,208	2,008
法人等向け	12,265	5,658	226	11,086	5,630	225
中小企業等向けおよび 個人向け	5,531	1,998	79	5,358	1,932	77
抵当権付住宅ローン	81,290	28,053	1,122	81,287	28,026	1,121
不動産取得等事業向け	9,641	9,469	378	8,186	8,033	321
三月以上延滞等	216	119	4	237	31	1
取立未済手形	56	11	0	58	11	0
農業基金協会・信用保証協会等による 保証付	16,738	1,651	66	14,618	1,436	57
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	2,040	2,040	81	3,375	3,375	135
（うち出資等のエクスポージャー）	2,040	2,040	81	3,375	3,375	135
（うち重要な出資のエクスポ ージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	24,015	42,260	1,690	24,362	42,759	1,710
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係 るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象普通出資等に係 るエクスポージャー）	12,224	30,560	1,222	12,224	30,560	1,222
（うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー）	564	1,410	56	599	1,497	59
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に関するエク スポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していない 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係る5%基 準額を上回る部分に係るエク スポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	11,226	10,289	411	11,539	10,701	428

証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,137	3,785	151	2,055	29	1
(うちルックスルー方式)	5,137	3,785	151	2,055	29	1
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	423,124	142,765	5,710	425,780	141,695	5,667
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	423,124	142,765	5,710	425,780	141,695	5,667
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	8,880	355	9,228	369		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	151,646	6,065	150,923	6,036		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を現エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランス含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。(当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。)
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」は、当JAはありません。
- 「経過措置によりリスクアセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3)信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するため必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和3年度				令和2年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	417,986	132,140	31,781	-	423,602	124,713	29,153	236
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	417,986	132,140	31,781	-	423,602	124,713	29,153	236
法人	農業	34	34	-	68	68	-	25
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	2,239	28	2,204	-	2,447	36	2,404
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2,402	1,099	1,302	-	2,778	1,175	1,603
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,323	-	4,323	-	3,615	-	3,615
	運輸・通信業	3,711	-	3,711	-	2,912	-	2,912
	金融・保険業	24,394	7,005	1,603	-	23,995	6,504	1,703
	卸売・小売・飲食・サービス業	229,642	348	1,303	7	243,660	364	1,504
	日本国政府・地方公共団体	25,204	7,872	17,331	-	20,313	4,902	15,410
	上記以外	739	651	-	66	717	696	-
個人	115,099	115,099	-	142	110,964	110,964	-	202
その他	10,192	-	-	-	12,128	-	-	-
業種別計	417,986	132,140	31,781	216	423,602	124,713	29,153	236
1年以下	228,914	986	801		242,123	393	802	
1年超3年以下	4,877	1,273	3,604		5,178	1,873	3,305	
3年超5年以下	3,190	2,289	901		3,965	2,363	1,601	
5年超7年以下	3,659	2,655	1,003		3,360	2,558	801	
7年超10年以下	8,682	4,672	4,010		9,226	5,314	3,911	
10年超	144,469	119,493	21,461		133,497	111,250	18,732	
期限の定めのないもの	24,192	770	-		26,251	958	-	
残存期間別残高計	417,986	132,140	31,781		423,602	124,713	29,153	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます（当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	4	4	/	4	4	-	4	/	-	4
個別貸倒引当金	206	134	64	141	134	218	206	-	217	206

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令3年度						令和2年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
国内	206	134	64	141	134	/	218	206	0	217	206	/	
国外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	
地域別計	206	134	64	141	134	/	218	206	0	217	206	/	
法人	農業	25	-	-	25	-	-	25	25	-	25	25	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	8	6	-	8	6	-	10	8	-	10	8	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	173	128	64	108	128	-	183	173	-	182	173	-	
業種別系	206	134	64	141	134	-	218	206	-	217	206	-	

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 勘案削減 残高	リスク・ウエイト0%	-	32,304	32,304	-	27,588	27,588
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	18,013	18,013	-	15,970	15,970
	リスク・ウエイト20%	1,904	237,898	239,802	2,004	251,399	253,403
	リスク・ウエイト35%	-	80,153	80,153	-	80,075	80,075
	リスク・ウエイト50%	9,935	132	10,068	7,422	204	7,627
	リスク・ウエイト75%	-	2,664	2,664	-	2,576	2,576
	リスク・ウエイト100%	300	21,815	22,116	1,506	22,014	23,521
	リスク・ウエイト150%	-	75	75	-	2	2
	リスク・ウエイト200%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト250%	-	12,788	12,788	-	12,837	12,837
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウエイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		12,140	405,846	417,986	10,933	412,668	423,602

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーは当JAにはありません。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が付与されているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和2年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	200	-	300
我が国の政府関係機関向け	-	405	-	505
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	22	-	34	-
中小企業等向け及び個人向け	34	-	29	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合 計	57	605	64	805

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

① 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当 J A では、投資信託等のファンドに内包される派生商品取引のみで、ファンドの取得にあたっては長期的視点による安全・確実な運用を基本方針としており、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び保有有価証券ポートフォリオの状況などを考慮したうえで年次運用方針を理事会において決定しています。また、有価証券の取得・保有にあたっては格付基準を設け管理しています。具体的なリスク管理態勢については余裕金運用規程、余裕金運用等にかかるリスク管理手続に定め、適切なリスク管理に努めております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当 J A では、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

② 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

当 J A には長期間決済取引や一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J A においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J A の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や A L M などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する A L M 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資(県信連等の J A グループ等への出資)については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	132	132	150	150
非上場	13,109	13,109	13,109	13,109
合計	13,241	13,241	13,259	13,259

(注) 「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分を
 その他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
127	-	145	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式
 の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	5,137	2,055
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて (平均残存2.5年) リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.245年です。
 - ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・ スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、
- ◇ Δ EVE および Δ NI I 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・ 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・ 金利リスク計測の前提およびその意味 (特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NI I と大きく異なる点
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
1	上方平行シフト	3,018	3,219	-	-
2	下方平行シフト	-	-	-	-
3	スティープ化	4,013	4,006		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	4,013	4,006		
		ホ		ヘ	
		令和3年度		令和2年度	
8	自己資本の額	19,541		19,362	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

7. 連結情報

(1) グループの概況

JA静岡市グループは当JA、主として葬祭事業を行う株式会社JA静岡市やすらぎセンター（子会社）で構成されています。

(2) 子会社の状況

会社名 主たる営業所又は事務所の所在地	設立年月日	資本金 (百万円)	事業内容	J A 静岡市 議決権比率 (%)	他の子会社 の議決権比 率 (%)	当期売上高 (百万円)	当期利益 (百万円)
(株)JA静岡市やすらぎセンター 静岡市葵区岳美15-65	平成20年10月	20	葬祭事業	99.5	0	727	12

(3) 連結事業の概況（令和3年度）

① 事業の概要

令和3年度の当JAグループの連結決算は、株式会社JA静岡市やすらぎセンターを連結しています。

令和3年度の連結決算の内容は、連結経常収益7,874百万円、連結当期剰余金222百万円、連結純資産20,101百万円、連結総資産423,367百万円で、連結自己資本比率は13.03%となっております。

② 連結対象子会社の事業概況

「株式会社JA静岡市やすらぎセンター」の事業概況

日本の死亡者数は、厚生労働省の「令和3年（2021年）人口動態統計の速報値」によれば、145万2,289人で前年を6万7,745人上回り、死亡率（人口千人当たり）も11.6と前年の11.0から上昇しました。当管内（葵・駿河区）の死亡者数においても「静岡市人口動態統計」によれば、令和3年5,298人で前年を57人上回り死亡率（人口千人当たり）も11.8と前年の11.3から上昇しました。この状況は葬祭業界にとっては、需要拡大といえる状況ですが市場自体は必ずしも活況とはいえません。

理由としては、異業種からの新規参入や資力のある同業社との競争が激化していることがあげられます。さらに、故人だけでなく高齢な喪主も多くなり、付き合いが減少することにより参加者も減少していること、また、近所付き合いの希薄化や核家族化もあり、葬儀自体の規模が小さくなっていることも影響しています。さらに、令和2年から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出の自粛に加えて三密を避けることが求められ、ご葬家が参列者をごく近い近親者に絞る、会葬者への飲食提供を中止する、などの対策が取られました。これに伴い、返礼品や料理等の需要が落ち込み、多くの人が集まる葬祭業界には痛手となりました。

このような状況を背景に、今年度の重点施策である祭壇花、棺、骨壺等のランクアップや祓いの会食に代わるお持ち帰り料理の提案により売上高の維持に努めました。また、やすらぎホール千代田敷地内に一日葬や直葬などの小規模葬儀も執り行うことができるご遺体安置施設「陽だまり館」を10月に開設し、当社の霊安室は6室になりました。当館はやすらぎホール千代田利用者だけでなく、他ホール霊安室が満室時に一時的にご遺体をお預かりすることもでき、多くのご遺族に利用いただいています。一方、同業者では、あいネットがファミリーホールはとりに続きファミリーホール川合を開設し、富士葬祭も家族葬ホールみずほ、聖一色に続き令和4年4月に中村町にホールを開設しました。同業者との競合は余儀なくされます。

これからも新型コロナウイルス感染予防と向き合う新様式の模索、やすらぎ会員獲得のための各種イベントの開催等、企業理念「安心の提供」に取り組んで参ります。

(4) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (R3. 3. 31)	令和3年度 (R4. 3. 31)	科 目	令和2年度 (R3. 3. 31)	令和3年度 (R4. 3. 31)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	405,028,857	402,263,286	1. 信用事業負債	401,743,093	399,229,813
(1) 現金	1,090,283	1,036,854	(1) 貯金	387,597,005	389,842,143
(2) 預金	244,422,992	230,624,563	(2) 譲渡性貯金	12,340,146	6,540,326
(3) 有価証券	34,611,154	38,230,324	(3) 借入金	60,625	52,693
(4) 貸出金	124,433,116	131,865,308	(4) その他の信用事業負債	1,745,316	2,794,650
(5) その他の信用事業資産	614,676	584,481	2. 共済事業負債	790,591	949,634
(6) 貸倒引当金	▲ 143,367	▲ 78,245	(1) 共済資金	389,075	554,758
2. 共済事業資産	677	793	(2) 未経過共済付加収入	395,506	389,123
3. 経済事業資産	767,384	718,662	(3) その他の共済事業負債	6,009	5,752
(1) 受取手形及び経済事業未収金	490,825	461,072	3. 経済事業負債	627,246	575,455
(2) 経済受託債権	20,837	19,317	(1) 経済事業未払金	517,157	523,075
(3) 棚卸資産	314,025	289,506	(2) 経済受託債務	110,088	52,380
(4) その他の経済事業資産	9,730	9,730	4. 雑負債	453,463	422,513
(5) 貸倒引当金	▲ 68,034	▲ 60,964	5. 諸引当金	2,263,920	2,088,578
4. 雑資産	732,746	681,961	(1) 賞与引当金	254,056	239,918
5. 固定資産	6,293,012	6,000,615	(2) 退職給付に係る負債	1,518,645	1,400,086
(1) 有形固定資産	6,286,463	5,996,059	(3) 役員退職慰労引当金	73,976	86,253
建物	6,713,921	6,617,453	(4) ポイント引当金	16,966	-
機械装置	373,591	373,771	(5) 特例業務負担金引当金	400,274	362,319
土地	3,191,147	3,187,113	負債の部合計	405,878,315	403,265,995
リース資産	124,696	124,696	(純資産の部)		
建設仮勘定	1,343,377	6,600	1. 組合員資本	19,667,147	19,830,716
その他の有形固定資産	-	1,347,713	(1) 出資金	1,847,596	1,821,704
減価償却累計額(控除)	▲ 5,460,270	▲ 5,661,287	(2) 資本剰余金	166	166
(2) 無形固定資産	6,548	4,555	(3) 利益剰余金	17,831,186	18,022,546
6. 外部出資	13,240,141	13,222,260	(4) 処分未済持分	▲ 11,791	▲ 13,691
7. 繰延税金資産	300,647	479,560	(5) 子会社の所有する親組合出資金	▲ 10	▲ 10
資産の部合計	426,363,467	423,367,139	2. 評価・換算差額等	816,689	269,048
			(1) その他有価証券評価差額金	789,616	244,235
			(2) 退職給付に係る調整累計額	27,069	24,813
			3. 少数株主持分	1,314	1,379
			純資産の部合計	20,485,151	20,101,144
			負債及び純資産の部合計	426,363,467	423,367,139

(5) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
	(R2.4.1~R3.3.31)	(R3.4.1~R4.3.31)
1. 事業総利益	5,098,299	4,982,739
(1)信用事業収益	3,284,889	3,211,323
資金運用収益	2,901,774	2,717,416
(うち預金利息)	(1,256,803)	(1,278,276)
(うち受取事業分量配当)	(123,447)	(68,093)
(うち有価証券利息配当金)	(446,607)	(295,875)
(うち貸出金利息)	(1,074,915)	(1,075,172)
(うちその他受入利息)	(0)	(0)
役員取引等収益	114,203	112,790
その他事業直接収益	114,550	141,999
その他経常収益	154,360	239,115
(2)信用事業費用	484,444	424,770
資金調達費用	191,244	125,556
(うち貯金利息)	(162,465)	(94,616)
(うち給付補填(備金繰入))	(10,615)	(10,847)
(うち譲渡性貯金利息)	(4,827)	(5,348)
(うち借入金利息)	(219)	(434)
(うちその他支払利息)	(13,116)	(14,309)
役員取引等費用	47,446	50,548
その他事業直接費用	-	-
その他経常費用	245,753	248,666
(うち貸倒引当金繰入額)	(9,914)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(▲921)
・信用事業総利益	2,800,444	2,786,552
(3)共済事業収益	1,330,484	1,269,413
共済付加収入	1,234,268	1,186,390
その他の収益	96,215	83,022
(4)共済事業費用	37,080	31,817
共済推進費及び共済保全費	23,781	19,510
その他の費用	13,298	12,306
・共済事業総利益	1,293,403	1,237,595
(5)購買事業収益	2,997,515	2,157,270
購買品供給高	2,971,405	2,113,750
その他の収益	26,109	43,520
(6)購買事業費用	2,386,834	1,566,451
購買品供給原価	2,322,195	1,506,953
購買品供給費	40,597	32,121
その他の費用	24,040	27,376
・購買事業総利益	610,681	590,819
(7)販売事業収益	871,087	904,479
販売品販売高	636,511	671,734
販売品手数料	219,363	213,224
その他の収益	15,213	19,521
(8)販売事業費用	599,144	635,134
販売品販売原価	530,092	566,268
販売費	8,176	7,999
その他の費用	60,875	60,866
・販売事業総利益	271,942	269,345
(9)その他事業収益	387,206	331,741
(10)その他事業費用	265,378	233,316
・その他事業総利益	121,827	98,425
2. 事業管理費	4,823,388	4,731,559
(1)人件費	3,387,412	3,315,416
(2)その他事業管理費	1,435,976	1,416,142
事業利益	274,910	251,179
3. 事業外収益	252,548	256,896
(1)受取雑利息	74	44
(2)受取出資配当金	176,720	179,046
(3)賃貸料	58,879	56,367
(4)雑収入	16,874	21,438
4. 事業外費用	20,200	20,009
(1)賃貸費用	19,158	19,271
(2)その他の事業外費用	1,041	738
経常利益	507,258	488,067
5. 特別利益	45,435	7,129
(1)固定資産処分益	773	1,091
(2)一般補助金	44,661	1,074
(3)その他の特別利益	-	4,962
6. 特別損失	277,586	186,453
(1)固定資産処分損	536	227
(2)固定資産圧縮損	2,000	1,074
(3)減損損失	215,872	169,683
(4)茶緊急販売促進事業費	42,523	-
(5)PCB廃棄物処分費用	5,110	-
(6)外部出資評価損	4,999	-
(7)新型コロナウイルス対策費用	3,361	-
(8)その他の特別損失	3,181	15,466
税金等調整前当期利益	275,107	308,743
法人税・住民税及び事業税	77,909	61,024
法人税等調整額	7,594	24,859
法人税等合計	85,503	85,883
少数株主損益調整前当期利益	189,604	222,859
少数株主利益	81	64
当期剰余金	189,522	222,794

(6)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (R2. 4. 1～R3. 3. 31)	令和3年度 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)	科 目	令和2年度 (R2. 4. 1～R3. 3. 31)	令和3年度 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	275,107	308,743	有価証券の取得による支出	▲ 10,484,198	▲ 14,261,971
減価償却費	229,402	215,495	有価証券の売却による収入	4,936,238	9,198,859
減損損失	215,872	169,683	有価証券の償還による収入	808,309	1,004,655
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	▲ 8,695	▲ 72,191	補助金の受入れによる収入	44,661	1,074
賞与引当金の増減額 (△は減少)	▲ 9,560	▲ 14,138	固定資産の取得による収入	▲ 50,689	▲ 94,162
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	▲ 56,604	▲ 121,663	固定資産の売却に伴う収入	42,544	1,170
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	▲ 6,319	12,277	外部出資による支出	▲ 3,000,000	-
その他引当金等の増加額 (△は減少)	▲ 51,360	▲ 54,922	資産除去債務からの支出	4,999	-
信用事業資金運用収益	▲ 2,916,475	▲ 2,740,268	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 7,698,133	▲ 4,150,373
信用事業資金調達費用	191,244	125,556	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 176,794	▲ 179,090	出資の増額による収入	10,377	76,092
有価証券関係損益 (△は益)	▲ 184,960	▲ 293,120	出資の払戻しによる支出	▲ 28,328	▲ 97,739
固定資産売却損益 (△は益)	▲ 237	▲ 864	持分の取得による支出	▲ 9,556	▲ 8,592
固定資産圧縮損	2,000	1,074	持分の譲渡による収入	4,442	4,792
資産除去債務の増加額	94	95	出資配当金の支払額	▲ 37,153	▲ 36,701
一般補助金損益	▲ 44,661	▲ 1,074	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 60,218	▲ 62,148
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			4. 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	256,447	1,648,141
貸出金の純増 (△) 減	▲ 5,732,906	▲ 7,432,191	5. 現金及び現金同等物の期首残高	4,056,828	4,313,276
預金の純増 (△) 減	3,270,000	15,500,000	6. 現金及び現金同等物の期末残高	4,313,276	5,961,417
貯金の純増減 (△)	10,221,091	▲ 3,554,682			
信用事業借入金の純増減 (△)	▲ 2,624	▲ 7,932			
その他の信用事業資産の純増額	▲ 4,215	22,604			
その他の信用事業負債の純増額	▲ 654	1,135,403			
(共済事業活動による資産及び負債の増減)					
共済資金の純増減 (△)	▲ 95,436	165,682			
未経過共済付加収入の純増額	3,576	▲ 6,382			
その他の共済事業資産の純増額	▲ 577	▲ 116			
その他の共済事業負債の純増額	▲ 1,057	▲ 257			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)					
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	22,152	29,752			
経済受託債権の純増 (△) 減	4,350	1,520			
棚卸資産の純増 (△) 減	66,060	24,519			
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	17,094	5,917			
経済受託債務の純増減 (△)	10,931	▲ 57,708			
(その他の資産及び負債の増減)					
その他の資産の純増額	18,636	63,907			
その他の負債の純増額	28,477	▲ 48,227			
信用事業資金運用による収入	2,912,222	2,747,858			
信用事業資金調達による支出	▲ 275,736	▲ 211,625			
小 計	7,919,435	5,733,636			
雑利息及び出資配当金の受取額	176,794	179,090			
法人税等の支払額	▲ 81,430	▲ 52,063			
事業活動によるキャッシュ・フロー	8,014,799	5,860,663			

(7)連結注記表

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)	
注記内容	
【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】	
(1) 連結の範囲に関する事項	
① 連結子会社の数 1社 株式会社JA静岡市やすらぎセンター (全ての子会社を連結しています。)	
② 非連結子会社はありません。	
(2) 持分法の適用に関する事項	
① 持分法を適用した非連結子会社等・関連会社等はありません。	
② 持分法を適用しない非連結子会社等・関連会社等はありません。	
(3) 連結される子会社の連結事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社の連結事業年度末日は、連結決算日と一致しています。	
(4) のれんの償却に関する事項 のれんは発生しておりません。	
(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分にに基づいて作成しています。	
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
① 連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、通知預金となっています。	
② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。	
現金及び預金勘定	245,513,276 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲ 241,200,000 千円
現金及び現金同等物	4,313,276 千円
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。	
(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。	
(2) その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法に基づく原価法または償却原価法(定額法)により行っています。	
(3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。	
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。	
(1) 購買品(農薬、肥料、飼料、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。	
(2) 購買品(葬祭)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。	
(3) 購買品(上記以外の品目)、販売品については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。	
(4) 製品(製品茶)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。	

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)	
注記内容	
【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】	
(1) 連結の範囲に関する事項	
① 連結子会社の数 1社 株式会社JA静岡市やすらぎセンター (全ての子会社を連結しています。)	
② 非連結子会社はありません。	
(2) 持分法の適用に関する事項	
① 持分法を適用した非連結子会社等・関連会社等はありません。	
② 持分法を適用しない非連結子会社等・関連会社等はありません。	
(3) 連結される子会社の連結事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社の連結事業年度末日は、連結決算日と一致しています。	
(4) のれんの償却に関する事項 のれんは発生しておりません。	
(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分にに基づいて作成しています。	
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
① 連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、通知預金となっています。	
② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。	
現金及び預金勘定	231,661,417 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲ 225,700,000 千円
現金及び現金同等物	5,961,417 千円
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。	
(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。	
(2) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。	
(3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。	
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。	
(1) 購買品(農薬、肥料、飼料、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。	
(2) 購買品(葬祭)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。	
(3) 購買品(上記以外の品目)、販売品については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。	
(4) 製品(製品茶)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。	

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>(5) 原材料(荒茶、仕上茶)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(6) その他の棚卸資産(貯蔵品等)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>(3) リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当組合は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当てを行っています。</p> <p>子会社は、当組合に準じて資産自己査定を実施し必要と認められた額を引当てております。</p> <p>(2) 退職給付にかかる負債</p> <p>当組合は、従業員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>(5) 原材料(荒茶、仕上茶)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(6) その他の棚卸資産(貯蔵品等)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>(3) リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当組合は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当てを行っています。</p> <p>子会社は、当組合に準じて資産自己査定を実施し必要と認められた額を引当てております。</p> <p>(2) 退職給付にかかる負債</p> <p>当組合は、従業員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>子会社については、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から一般財団法人静岡県農協共済会との退職金共済契約に基づく積立金の総額を控除した額を計上しており、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>
<p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結事業年度負担額を計上しています。</p>
<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p>
<p>(5) ポイント引当金 総合ポイント制度に基づき会員に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。</p>
<p>(6) 特例業務負担金引当金 農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当連結事業年度末における将来負担見込額を計上しています。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>子会社については、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から一般財団法人静岡県農協共済会との退職金共済契約に基づく積立金の総額を控除した額を計上しており、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>
<p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結事業年度負担額を計上しています。</p>
<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p>
<p>(5) 特例業務負担金引当金 農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当連結事業年度末における将来負担見込額を計上しています。</p>
<p>5. 収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p>
<p>① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p>
<p>② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p>
<p>③ 加工事業 組合員が生産した荒茶を原料に、仕上茶・飲料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p>
<p>④ 宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によります。</p> <p>6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。また、取引があるが、期末に残高がない勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>【表示方法の変更に関する注記】 (会計上の見積り開示会計基準の適用初年度) 新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を(会計上の見積りに関する注記)に記載しています。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によります。</p> <p>7. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。また、取引があるが、期末に残高がない勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>8. その他基本となる重要な会計方針 (代理人として関与する取引の損益計算書の表示) 購買事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p> <p>【会計方針の変更に関する注記】 (収益認識に関する会計基準等の適用) 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。</p> <p>(2) 発行したポイントの会計処理 販売事業(じまん市)において、ポイント制度に基づいて販売品の販売に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、契約負債を経済事業負債の経済受託債務に含めて表示しております。</p> <p>(3) LPガスに関する収益認識 購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。 この結果、連結剰余金の当期首残高は、5,267千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が680,682千円、事業費用が680,310千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が372千円それぞれ減少しております。</p> <p>(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>【会計上の見積りに関する注記】</p> <p>(1) 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 671,527 千円</p> <p>② その他情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において(※1)将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で終息するとした仮定を盛り込んだ令和3年2月に作成した3か年収支シミュレーションを基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 215,872 千円</p> <p>② その他の情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しております。</p> <p>減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の可否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で終息するとした仮定を盛り込んだ令和3年2月に作成した3か年シミュレーションを基礎として算出しており、3か年シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>【会計上の見積りに関する注記】</p> <p>(1) 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 616,979 千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で収束するとした仮定を盛り込んだ令和4年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 169,683 千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しております。</p> <p>減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の可否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で収束するとした仮定を盛り込んだ令和4年3月に作成した5か年シミュレーションを基礎として算出しており、5か年シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(3) 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 139,079 千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア) 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>イ) 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)	
注記内容	
【連結貸借対照表に関する注記】	
1. 固定資産の圧縮記帳額は、1,814,449千円であり、その内訳は次のとおりです。	
建物	1,270,459千円
構築物	22,438千円
機械装置	181,591千円
器具備品	65,409千円
土地	272,050千円
無形固定資産	2,500千円
2. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の合計額は328,832千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの貸出金の額は貸倒引当金控除前の額です。	
(1) 貸出金のうち、破綻先債権額は64,719千円、延滞債権額は264,112千円です。	
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。	
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。	
(2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。	
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。	
(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。	
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。	
【連結損益計算書に関する注記】	
1. 当連結事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。	
(1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。また、本店、農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。	

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)	
注記内容	
【連結貸借対照表に関する注記】	
1. 固定資産の圧縮記帳額は、1,815,524千円であり、その内訳は次のとおりです。	
建物	1,270,459千円
構築物	22,438千円
機械装置	181,591千円
器具備品	66,484千円
土地	272,050千円
無形固定資産	2,500千円
2. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は233,806千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。	
(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は7,983千円、危険債権額は225,823千円です。	
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。	
(2) 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。	
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	
【連結損益計算書に関する注記】	
1. 当連結事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。	
(1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。また、本店、農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。	

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)			
注記内容			
(2) 当連結事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。			
用途	種類	場所	減損損失額
松野支店	土地及び建物	静岡市葵区	11,854千円
しづはたまん市	土地	静岡市葵区	21千円
中黨支店	土地及び建物	静岡市葵区	47,051千円
国吉田支店	土地	静岡市駿河区	59,249千円
八幡支店	建物	静岡市駿河区	93,805千円
井川事務所	土地及び建物	静岡市葵区	3,050千円
旧久能支店	建物	静岡市駿河区	304千円
清沢事務所	土地	静岡市葵区	292千円
大川事務所	土地	静岡市葵区	242千円
合 計			215,872千円
<p>これらの資産グループは、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落及び土地・建物の遊休状態による将来の用途が定まっていないこと等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値を比較し、高い額を採用しています。正味売却価額は固定資産税評価額等に基づき算定しており、当年度についてはいずれの資産グループも正味売却価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を上回っていたため、正味売却価額を回収可能額としています。</p>			
【金融商品の時価等に関する注記】			
1. 金融商品の状況に関する事項			
(1) 金融商品に対する取組方針			
<p>当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。</p>			
(2) 金融商品の内容およびそのリスク			
<p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p>			
(3) 金融商品にかかるリスク管理体制			
① 信用リスクの管理			
<p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p>			
② 市場リスクの管理			

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)			
注記内容			
(2) 当連結事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。			
用途	種類	場所	減損損失額
中黨支店	土地及び建物	静岡市葵区	1,902千円
あさはた支店	建物	静岡市葵区	157,421千円
しづはたまん市	土地及び建物	静岡市葵区	6,424千円
旧国吉田支店	建物	静岡市駿河区	31千円
旧久能支店	建物	静岡市駿河区	840千円
旧飯間支店	土地	静岡市葵区	853千円
井川事務所	土地	静岡市葵区	670千円
清沢事務所	土地	静岡市葵区	850千円
大川事務所	土地	静岡市葵区	689千円
合 計			169,683千円
<p>これらの資産グループは、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落及び土地・建物の遊休状態による将来の用途が定まっていないこと等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値を比較し、高い額を採用しています。正味売却価額は固定資産税評価額等に基づき算定しており、当年度についてはいずれの資産グループも正味売却価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を上回っていたため、正味売却価額を回収可能額としています。</p>			
【金融商品の時価等に関する注記】			
1. 金融商品の状況に関する事項			
(1) 金融商品に対する取組方針			
<p>当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。</p>			
(2) 金融商品の内容およびそのリスク			
<p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p>			
(3) 金融商品にかかるリスク管理体制			
① 信用リスクの管理			
<p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p>			
② 市場リスクの管理			

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)
注記内容
<p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が610,424千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等</p> <p>当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めず(3)に記載しています。</p>

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)
注記内容
<p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が602,078千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等</p> <p>当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。</p>

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)			
注記内容			
(単位:千円)			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	244,422,992	244,550,903	127,910
有価証券	34,611,154	34,655,788	44,633
満期保有目的の債権	2,399,896	2,444,530	44,633
その他有価証券	32,211,258	32,211,258	-
貸出金(※1)	124,437,969	-	-
貸倒引当金(※2)	▲ 143,367	-	-
貸倒引当金控除後	124,294,602	124,969,706	675,103
外部出資	150,861	150,861	-
資産計	403,479,610	404,327,258	847,648
貯金	400,144,456	400,265,887	121,430
負債計	400,144,456	400,265,887	121,430

(※1) 貸出金には、連結貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金 4,852 千円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 有価証券及び外部出資
株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については公表されている基準価格によっています。

【負債】

① 貯金
要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)			
注記内容			
(単位:千円)			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	230,624,563	230,727,510	102,946
有価証券	38,230,324	38,258,858	28,533
満期保有目的の債権	2,399,936	2,428,470	28,533
その他有価証券	35,830,388	35,830,388	-
貸出金(※1)	131,865,308	-	-
貸倒引当金(※2)	▲ 78,245	-	-
貸倒引当金控除後	131,787,062	132,194,117	407,054
外部出資	132,980	132,980	-
資産計	400,774,930	401,313,466	538,535
貯金	396,382,469	396,429,791	47,322
負債計	396,382,469	396,429,791	47,322

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額を OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 有価証券及び外部出資
株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日)第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

【負債】

① 貯金
要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和2年度(R2.4.1～R3.3.31)

注記内容

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
外部出資(※)	13,089,270

(※) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	240,922,992	-	-	-	-	3,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	1,200,000	1,200,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	800,000	1,166,032	1,349,474	-	400,000	24,920,850
貸出金(※1, 2, 3)	7,030,767	6,727,079	6,065,735	5,922,658	5,675,840	92,832,100
合計	248,753,759	7,893,111	8,615,209	7,122,658	6,075,840	121,252,950

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 550,882 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 173,125 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 5,810 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	342,947,569	16,395,953	24,637,269	2,405,795	1,210,416	-
譲渡性貯金	12,340,146	-	-	-	-	-
合計	355,287,715	16,395,953	24,637,269	2,405,795	1,210,416	-

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,399,896	2,440,530	44,633
合計		2,399,896	2,440,530	44,633

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

令和3年度(R3.4.1～R4.3.31)

注記内容

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
外部出資(※)	13,089,280

(※) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	227,124,563	-	-	-	-	3,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	1,200,000	1,200,000	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	1,263,092	1,479,342	-	300,000	1,017,910	27,303,460
貸出金(※1, 2)	7,647,967	6,399,908	6,380,460	6,194,321	5,921,044	99,248,145
合計	236,035,623	9,079,250	7,580,460	6,494,321	6,938,954	130,051,605

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 527,407 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権 73,460 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	338,325,597	23,208,151	25,523,247	1,633,392	1,151,753	-
譲渡性貯金	6,540,326	-	-	-	-	-
合計	344,865,923	23,208,151	25,523,247	1,633,392	1,151,753	-

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,399,936	2,428,470	28,533
合計		2,399,936	2,428,470	28,533

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

注記内容

(単位:千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対 照表計上額	評価差額 (※)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	債券			
	国債	4,365,161	4,706,400	341,238
	地方債	1,707,910	1,810,100	102,189
	社債	8,710,807	8,922,490	211,682
	政府保証債	701,265	711,600	10,334
	その他	2,666,400	3,346,209	679,808
	小計	18,151,544	19,496,799	1,345,254
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	債券			
	国債	6,105,606	6,049,060	▲56,546
	地方債	812,279	805,570	▲6,709
	社債	4,202,629	4,087,740	▲114,889
	政府保証債	103,774	102,100	▲1,674
	その他	1,900,000	1,820,850	▲79,150
	小計	13,124,290	12,865,320	▲258,970
合計		31,275,834	32,362,119	1,086,284

(※)上記評価差額から繰延税金負債 296,664 千円を差し引いた金額 789,619 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- 当連結事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 当連結事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:千円)

種類	売却額	売却益	売却損
債券	3,214,299	114,550	-
国債	706,718	6,770	-
地方債	1,248,491	47,873	-
公社公団債	111,821	12,131	-
政府保証債	336,173	36,672	-
社債	811,096	11,103	-
受益証券	1,522,278	85,110	-
合計	4,736,577	199,661	-

- 当連結事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- 当連結事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

【退職給付に係る会計基準の適用に関する注記】

- 当連結事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る負債の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

なお、子会社は退職給付に係る負債・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)

注記内容

(単位:千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対 照表計上額	評価差額 (※)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	債券			
	国債	2,318,698	2,562,260	243,561
	地方債	1,102,964	1,159,220	56,255
	社債	4,603,042	4,741,800	138,757
	政府保証債	400,000	404,160	4,160
	その他	2,849,911	3,382,069	532,157
	小計	11,274,616	12,249,509	974,892
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	債券			
	国債	10,248,842	10,004,860	▲243,982
	地方債	1,240,340	1,207,860	▲32,480
	社債	9,215,724	8,970,630	▲245,094
	政府保証債	204,582	200,490	▲4,092
	その他	3,443,264	3,330,019	▲113,245
	小計	24,352,755	23,713,859	▲638,896
合計		35,627,371	35,963,368	335,996

(※)上記評価差額から繰延税金負債 91,760 千円を差し引いた金額 244,235 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- 当連結事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 当連結事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:千円)

種類	売却額	売却益	売却損
債券	7,239,482	141,999	-
国債	4,562,976	68,416	-
地方債	933,665	31,533	-
公社公団債	302,106	1,938	-
社債	1,440,735	40,111	-
受益証券	1,643,405	173,972	-
合計	8,882,887	315,972	-

- 当連結事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- 当連結事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

【退職給付に係る会計基準の適用に関する注記】

- 当連結事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る負債の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

なお、子会社は退職給付に係る負債・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)	
注記内容	
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(単位:千円)
期首における退職給付債務	3,657,294
勤務費用	176,861
利息費用	27,765
数理計算上の差異の発生額	57,198
退職給付の支払額	▲ 309,775
子会社共済会運用収益	143
期末における退職給付債務	3,609,489
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(3) 共済会給付金の期首残高と期末残高の調整表	(単位:千円)
期首における共済会給付金	2,081,651
期待運用収益	10,735
数理計算上の差異の発生額	▲ 181
共済会拠出金	134,210
退職給付の支払額	▲ 132,116
子会社共済会運用収益	143
期末における共済会給付金	2,094,441
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(4) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表	(単位:千円)
退職給付債務	3,609,489
(うち未認識数理計算上の差異)	(37,239)
共済会給付金	▲2,056,030
転籍者の当農協勤務期間に係る引当金	2,425
退職給付に係る債務	1,555,885
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された事項	
未認識数理計算上の差異 37,239 千円(税効果控除前)を退職給付調整累計額に計上しています。	
(6) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項	(単位:千円)
勤務費用	174,021
利息費用	27,765
期待運用収益 共済会	▲ 10,735
数理計算上の差異の戻入処理額	▲ 30,078
臨時に支払った割増退職金	4,850
退職給付費用	165,824
(注)簡便法適用子会社を含みます。当該会社の退職給付費用は勤務費用としています。	
(7) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
共済会	
預金	62.94%
退職年金共済預け金	37.05%
合計	100.00%
(注)簡便法適用子会社を含みます。	

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)	
注記内容	
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(単位:千円)
期首における退職給付債務	3,609,489
勤務費用	172,296
利息費用	26,217
数理計算上の差異の発生額	19,068
退職給付の支払額	▲ 423,611
子会社共済会運用収益	151
期末における退職給付債務	3,403,611
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(3) 共済会給付金の期首残高と期末残高の調整表	(単位:千円)
期首における共済会給付金	2,094,441
期待運用収益	10,376
数理計算上の差異の発生額	▲ 86
共済会拠出金	133,910
退職給付の支払額	▲ 217,708
子会社共済会運用収益	151
期末における共済会給付金	2,021,084
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(4) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表	(単位:千円)
退職給付債務	3,403,611
(うち未認識数理計算上の差異)	(34,135)
共済会給付金	▲1,971,815
転籍者の当農協勤務期間に係る引当金	2,425
退職給付に係る債務	1,434,221
(注)簡便法適用子会社を含みます。	
(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された事項	
未認識数理計算上の差異 37,239 千円(税効果控除前)を退職給付調整累計額に計上しています。	
(6) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項	(単位:千円)
勤務費用	168,646
利息費用	26,217
期待運用収益 共済会	▲ 10,376
数理計算上の差異の戻入処理額	▲ 18,083
臨時に支払った割増退職金	2,783
退職給付費用	169,187
(注)簡便法適用子会社を含みます。当該会社の退職給付費用は勤務費用としています。	
(7) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。	
共済会	
預金	64.54%
退職年金共済預け金	35.45%
合計	100.00%
(注)簡便法適用子会社を含みます。	

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)							
注記内容							
(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。						
(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	<table border="0"> <tr> <td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>② 割引率</td> <td>0.78%</td> </tr> <tr> <td>③ 長期期待運用収益率 共済会</td> <td>0.52%</td> </tr> </table>	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	② 割引率	0.78%	③ 長期期待運用収益率 共済会	0.52%
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準						
② 割引率	0.78%						
③ 長期期待運用収益率 共済会	0.52%						
(10) 特例業務負担金の将来見込額	<p>人件費(福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。</p> <p>なお、当連結事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は36,582千円となっています。</p> <p>また、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は413,656千円となっています。</p> <p>なお、当連結事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。</p> <p>【税効果会計の適用に関する注記】</p> <p>1. 当連結事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳</p>						
	(単位:千円)						
繰延税金資産							
退職給付に係る負債	426,528						
退職給付に係る調整累計額	27,069						
減損損失計上額	235,680						
特例業務負担金引当金	109,315						
賞与引当金	70,124						
貸倒引当金損金算入限度額超過	97						
役員退職慰労引当金	20,684						
賞与引当金にかかる社会保険料	10,576						
その他	42,554						
繰延税金資産小計	942,629						
評価性引当額	▲ 271,102						
繰延税金資産合計	671,527						
繰延税金負債							
その他有価証券評価差額金	296,664						
退職給付に係る調整累計額	10,170						
固定資産圧縮積立金	36,335						
資産除去債務に対応する除去費用	640						
繰延税金負債合計	343,810						
繰延税金資産純額	327,716						

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)							
注記内容							
(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。						
(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	<table border="0"> <tr> <td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>② 割引率</td> <td>0.78%</td> </tr> <tr> <td>③ 長期期待運用収益率 共済会</td> <td>0.50%</td> </tr> </table>	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	② 割引率	0.78%	③ 長期期待運用収益率 共済会	0.50%
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準						
② 割引率	0.78%						
③ 長期期待運用収益率 共済会	0.50%						
(10) 特例業務負担金の将来見込額	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は36,204千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。</p> <p>また、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は375,528千円となっています。</p> <p>なお、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。</p> <p>【税効果会計の適用に関する注記】</p> <p>1. 当連結事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳</p>						
	(単位:千円)						
繰延税金資産							
退職給付に係る負債	393,636						
退職給付に係る調整累計額	24,813						
減損損失計上額	272,311						
特例業務負担金引当金	98,949						
賞与引当金	66,262						
役員退職慰労引当金	24,166						
賞与引当金にかかる社会保険料	10,038						
その他	38,064						
繰延税金資産小計	928,242						
評価性引当額	▲ 286,450						
繰延税金資産合計	641,792						
繰延税金負債							
その他有価証券評価差額金	91,760						
退職給付に係る調整累計額	9,322						
固定資産圧縮積立金	36,335						
繰延税金負債合計	137,418						
繰延税金資産純額	504,373						

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)			
注記内容			
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳			
法定実効税率 (調整)	27.31%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.11%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 8.70%		
住民税均等割等	1.54%		
事業性相当額	▲ 1.72%		
評価性引当額の増減	6.57%		
未払法人税と納税額との差額	1.84%		
その他	1.13%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.08%		
【その他の注記事項】			
オペレーティング・リース取引に関するもの			
ファイナンス・リース取引以外のリース取引(オペレーティング・リース取引)については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。			
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	110,429千円	216,036千円	326,465千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。(解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています)			

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)			
注記内容			
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳			
法定実効税率 (調整)	27.31%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.22%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 7.84%		
住民税均等割等	1.37%		
事業性相当額	▲ 1.04%		
評価性引当額の増減	5.17%		
その他	0.26%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.45%		
【収益認識に関する注記】			
収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。			
【その他の注記事項】			
オペレーティング・リース取引に関するもの			
ファイナンス・リース取引以外のリース取引(オペレーティング・リース取引)については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。			
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	102,369千円	190,913千円	293,282千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。(解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています)			

(8)連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	166	166
2. 資本剰余金増加高	-	-
3. 資本剰余金減少高	-	-
4. 資本剰余金期末残高	166	166
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	17,678,817	17,831,186
2. 会計方針の変更による累積的影響額	-	5,267
3. 遡及処理後利益剰余金期首残高	-	17,836,453
4. 利益剰余金増加高	189,522	222,794
当期剰余金	(189,522)	(222,794)
5. 利益剰余金減少高	37,153	36,701
配当金	(37,153)	(36,701)
6. 利益剰余金期末残高	17,831,186	18,022,546

(9) 連結経営指標

① 連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益（事業収益）	9,532	9,504	9,205	8,871	7,874
連結経常利益	499	366	685	507	488
連結当期剰余金	347	231	▲ 68	189	222
連結純資産額	20,301	20,661	19,926	20,485	20,101
連結総資産額	400,545	414,402	415,785	426,363	423,367
連結自己資本比率	14.70%	13.99%	13.34%	13.00%	13.03%

(注)「連結自己資本比率」は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農水省告示第9号）に基づき算出しています。

② 連結事業年度の経常収益等

(単位：百万円、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
信用事業	経常収益	3,356	3,494	3,387	3,284	3,211
	経常利益	837	900	1,209	908	927
	資産の額	382,056	395,978	396,770	405,028	402,263
共済事業	経常収益	1,501	1,475	1,405	1,330	1,269
	経常利益	448	352	378	357	335
	資産の額	189	3	0	0	0
農業関連事業	経常収益	2,632	2,597	2,532	2,496	2,408
	経常利益	▲ 342	▲ 384	▲ 435	▲ 318	▲ 348
	資産の額	551	536	487	454	516
生活その他事業	経常収益	1,980	1,891	1,836	1,719	946
	経常利益	▲ 133	▲ 167	▲ 119	▲ 87	▲ 78
	資産の額	414	388	353	313	203
営農指導事業	経常収益	60	43	44	40	39
	経常利益	▲ 345	▲ 337	▲ 347	▲ 353	▲ 348
	資産の額	17,333	17,495	18,172	20,566	20,384
合計	経常収益	9,532	9,504	9,205	8,871	7,874
	経常利益	499	366	685	507	488
	資産の額	400,545	414,402	415,785	426,363	423,367

(10) 連結事業年度リスク管理債権（貸出金）の状況

① リスク管理債権の内容

当JAグループのリスク管理債権の状況は次のとおりです。なお、貸出金総額に占めるリスク管理債権の割合は0.2%です。

(単位:百万円)

リスク管理債権の区分	令和2年度	令和3年度
破綻先債権	64	7
延滞債権	264	225
3カ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
合 計	328	233

(注) リスク管理債権は、農協法施行規則第205条の規定に則り、担保・保証の有無にかかわらず開示しているため、回収不能額を示すものではありません。

② リスク管理債権に対する対応状況

令和元年度の上記リスク管理債権に対する担保・保証および引当金による保全状況は次のとおりであり、債権保全には万全を期しております。

(単位:百万円)

担保・保証による保全部分	160
個別貸倒引当金残高	73
信用事業に係る一般貸倒引当金残高	0

(注) 用語の説明

1. リスク管理債権

① 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいいます。

② 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。

③ 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいいます。

④ 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①から③までに掲げるものを除く。）をいいます。

2. 担保・保証による保全部分

上記の4種類の貸出金のうち、貯金や定期積金、有価証券、および不動産などの確実な担保ならびに農業信用基金協会等の確実な保証先による債務保証により保全された額を指します。

3. 個別貸倒引当金

破綻先貸出金など貸倒れの可能性の高い貸出金に対して、貸倒れにより発生する損失金額を見積もり、引き当てたものです。

4. 一般貸倒引当金

個別貸倒引当金の対象となる貸出金以外について、現状では回収不能の危険性は薄いものの、将来に備えるために、残高に一定率を乗じた金額を引き当てたものです。

5. その他の不良債権

「農協法施行規則」によるリスク管理債権は上記のとおりですが、購買未収金等その他の事業に係る債権についても、貸出金に準じて、一定の基準により「貸倒引当金」を引き当てております。

(11) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

金融再生法の債権区分	令和2年度	令和3年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	211	138	▲ 73
危険債権	116	95	▲ 21
要管理債権	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-
小計	328	233	▲ 95
正常債権	124, 157	131, 687	7, 530
合計	124, 486	131, 920	7, 434

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と、5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

8. 連結自己資本の充実の状況

当J Aグループでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和4年3月末の当J Aの自己資本比率は、13.03%であり、国内基準の目安である4%を大幅に上回る水準を保持しています。

当連結グループの自己資本の多くをJ Aの自己資本が占めており、組合員の皆様の出資や事業の利用の結果の剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	当J A
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額 (子会社のJ Aへの出資控除後)	1,821百万円 (前年度1,847百万円)

(注)

1. 普通出資のうち13百万円は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当J Aで取得しており、この額はコア資本に不算入としています。
2. 当J Aには普通出資以外の回転出資金、劣後ローン等はありません。
3. 連結自己資本比率の対象となる子会社は20百万円普通株式を発行しております。うち当連結グループに属さない0.1百万円は少数株主持分としてコア資本の基本項目に算入しております。なお、子会社には普通株式以外の資本調達はありません。

当J Aグループでは、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理をしリスクに対応した十分な自己資本の維持を図り、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。連結自己資本比率算出の対象は、連結財務諸表作成にあたり連結の範囲に含まれる会社と同様です。

(1) 連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円 %)

	令和3年度	令和2年度	
			経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,789	19,630	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,821	1,847	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	18,017	17,831	
うち、外部流出予定額 (▲)	36	36	
うち、上記以外に該当するものの額	13	11	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	-	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	-	-	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	-	-	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
うち、回転出資金の額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,794	19,635	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	3	4	0
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む) の額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	4	0
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	4	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	19,790	19,630	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	142,913	141,695	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額	-	-	
うち、繰延税金資産	-	-	
うち、退職給付に係る資産	-	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,880	9,228	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	151,794	150,923	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.03%	13.00%	

- 「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」 (平成18年金融庁・農水省告示第2号) に基づき算出しています。
- 当JAグループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAグループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 連結自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,036	-	-	1,090	-	-
我が国の中央政府および 中央銀行向け	12,584	-	-	10,483	-	-
外国の中央政府および 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	12,620	-	-	9,829	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向 け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	500	30	1	600	30	1
我が国の政府関係機関向け	1,607	120	4	1,808	130	5
地方三公社向け	100	20	0	300	60	2
金融機関および第一種金融商品取引 業者向け	237,741	47,548	1,901	251,040	50,208	2,008
法人等向け	12,265	5,658	226	11,086	5,630	225
中小企業等向けおよび 個人向け	5,531	1,998	79	5,358	1,932	77
抵当権付住宅ローン	81,290	28,053	1,122	81,287	28,026	1,121
不動産取得等事業向け	9,418	9,248	369	8,186	8,033	321
三月以上延滞等	216	119	4	237	31	1
取立未済手形	56	11	0	58	11	0
農業基金協会・信用保証協会等による 保証付	16,738	1,651	66	14,618	1,436	57
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	2,020	2,020	80	3,375	3,375	135
(うち出資等のエクスポージャー)	2,020	2,020	80	3,375	3,375	135
(うち重要な出資のエクスポ ージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	24,391	42,649	1,705	24,362	42,759	1,710
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係 るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象普通出資等に係 るエクスポージャー)	12,224	30,560	1,222	12,224	30,560	1,222
(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー)	572	1,431	57	599	1,497	59
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に関するエク スポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していない 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係る5%基 準額を上回る部分に係るエク スポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	11,595	10,657	426	11,539	10,701	428

証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,137	3,785	151	2,055	29	1
(うちルックスルー方式)	5,137	3,785	151	2,055	29	1
(うちマナデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	423,258	142,913	5,716	425,780	141,695	5,667
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	423,258	142,913	5,716	425,780	141,695	5,667
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	8,880	355	9,228	369		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	151,794	6,071	150,923	6,036		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を現エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランス含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。(当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。)
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャー
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」は、当JAはありません。
- 「経過措置によりリスクアセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値に限る)×15%)の直近3年間の合計額

÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

- 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号(平成31年3月15日付金融庁・農林水産省告示第3号)の改正等により、信用リスクアセット項目等について平成29年度の項目等も改正後の平成30年度に準拠して記載しています。(以下同様です。)

(3)信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続きの概要

当JAグループでは、親会社にあたるJA以外に、与信（貸出等）を行っていないため、グループを総括した信用リスク管理手続等を定めていません。JAの信用リスク管理手法は単体開示内容（P. 13）を参照ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスクアセット額は単体自己資本比率と同様標準的手法により算出しています。また、リスク・ウェイトの判定に当り使用する格付けは単体の適格格付機関及び格付けと同様です。

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和3年度				令和2年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	418,120	131,918	31,781	216	423,724	124,485	29,153	237	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	418,120	131,918	31,781	216	423,724	124,485	29,153	237	
法人	農業	34	34	-	-	68	68	-	25
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	2,239	28	2,204	-	2,447	36	2,404	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2,402	1,099	1,302	-	2,778	1,175	1,603	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,323	-	4,323	-	3,615	-	3,615	-
	運輸・通信業	3,711	-	3,711	-	2,912	-	2,912	-
	金融・保険業	24,394	7,005	1,603	-	23,995	6,504	1,703	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	229,420	125	1,303	7	243,432	137	1,504	9
	日本国政府・地方公共団体	25,204	7,872	17,331	-	20,313	4,902	15,410	-
上記以外	719	651	-	66	697	696	-	-	
個人	115,099	115,099	-	142	110,964	110,964	-	202	
その他	10,569	-	-	-	12,498	-	-	-	
業種別計	418,120	131,919	31,781	216	423,724	124,485	29,153	237	
1年以下	228,914	986	801		242,123	393	802		
1年超3年以下	4,877	1,273	3,604		5,178	1,873	3,305		
3年超5年以下	3,144	2,243	901		3,965	2,363	1,601		
5年超7年以下	3,659	2,655	1,003		3,303	2,501	801		
7年超10年以下	8,652	4,642	4,010		9,192	5,281	3,911		
10年超	144,323	119,347	21,461		133,360	111,113	18,732		
期限の定めのないもの	24,549	770	-		26,601	958	-		
残存期間別残高計	418,120	131,918	31,781		423,724	124,485	29,153		

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます（当JAグループはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	4	4	/	4	4	-	4	/	-	4
個別貸倒引当金	206	134	64	141	134	218	206	0	217	206

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和2年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
国 内	206	134	64	141	134	/	218	206	0	217	206	/	
国 外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	
地域別計	206	134	64	141	134	/	218	206	0	217	206	/	
法人	農業	25	-	-	25	-	-	25	25	-	25	25	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	8	6	-	8	6	-	10	8	-	10	8	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	173	128	64	108	128	-	183	173	-	182	173	-	
業種別系	206	134	64	141	134	-	218	206	-	217	206	-	

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 勘案削減 後残効果 高果	リスク・ウエイト0%	-	32,302	32,302	-	27,587	27,587
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	18,013	18,013	-	15,970	15,970
	リスク・ウエイト20%	1,904	237,898	239,802	2,004	251,399	253,403
	リスク・ウエイト35%	-	80,153	80,153	-	80,075	80,075
	リスク・ウエイト50%	9,935	132	10,068	7,422	204	7,627
	リスク・ウエイト75%	-	2,664	2,664	-	2,576	2,576
	リスク・ウエイト100%	300	21,943	22,243	1,506	22,152	23,659
	リスク・ウエイト150%	-	75	75	-	2	2
	リスク・ウエイト200%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト250%	-	12,796	12,796	-	12,823	12,823
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		12,140	405,980	418,120	10,933	412,791	423,724

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、組合のリスク管理の方針及び手続と同様に行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 13）をご参照ください。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和2年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	200	-	300
我が国の政府関係機関向け	-	405	-	505
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	22	-	34	-
中小企業等向け及び個人向け	34	-	29	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合 計	57	605	64	805

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引等は連結グループの中でJ Aのみ取引等があります。取引相手のリスクに関する事項は、単体の該当ページ（P. 74）に記載しています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当J Aグループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等々の具体的内容は、単体の開示内容（P. 13）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当JAグループにかかる出資等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等々の具体的内容は、単体の開示内容（P. 13）をご参照ください。

②出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和3年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	132	132	150	150
非上場	13,089	13,089	13,089	13,089
合計	13,222	13,222	13,240	13,240

（注）「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和3年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
127	-	145	-

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは、連結グループの中でJAのみ取引等があります。該当する事項は、単体の該当ページ（P. 67）に記載しています。

(10) 金利リスクに関する事項

連結グループの金利リスクについては、グループの子会社には金融機関がなく、単独では自己資本比率規制の対象外であり、また連結グループの資産等に占める割合も少ないことから、グループとしては当組合のみで金利リスクを算定しています。①JAの金利リスクの算定手法及び②金利リスクに関する事項は、単体の該当ページ（P. 68）に記載しています。

確 認 書

1. 私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月27日

静岡市農業協同組合

代表理事組合長 大原 正和

開示項目掲載ページ一覧（法定開示項目との比較）

「農業協同組合法施行規則」第204条（JA単体開示）及び第205条（連結開示）に基づく開示項目と当資料におけるその該当項目および掲載ページは次のとおりです。

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ数
〔組合単体開示項目〕		
イ. 組合（JA）の概況及び組織に関する事項		
（1）業務の運営の組織	当組合の概況 1 組合の機構	18
（2）理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	当組合の概況 4 役員 の状況	19
（3）事務所の名称及び所在地	当組合の概況 9 店舗・地区等の状況	21
（4）特定信用事業代理業者に関する事項	（当組合にはありません）	
ロ. 組合の主要な業務の内容	事業のご案内	22
	商品・サービスのご案内	28
ハ. 組合の主要な業務に関する事項		
（1）直近の事業年度における事業の概況	事業の概況	3
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す次の指標		
（i）経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	経営資料編2 経営指標 (1) 損益の推移	54
（ii）経常利益又は経常損失	経営資料編2 経営指標 (1) 損益の推移	54
（iii）当期剰余金又は当期損失金	経営資料編2 経営指標 (1) 損益の推移	54
（iv）出資金及び出資口数	経営資料編2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（v）純資産額	経営資料編2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（vi）総資産額	経営資料編2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（vii）貯金等残高	経営資料編2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（viii）貸出金残高	経営資料編2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（ix）有価証券残高	経営資料編2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（x）単体自己資本比率	経営資料編2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（x i）剰余金の配当の金額	経営資料編2 経営指標 (3) 剰余金の配当状況	54
（x ii）職員数	経営資料編2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	54
（x iii）信託勘定等	（当組合にはありません）	
（3）直近の2事業年度における事業の状況を示す次の指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
a 事業粗利益及び事業粗利益率	経営資料編2 経営指標 (4) 主な諸比率の状況	54
b 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	経営資料編3 信用事業の状況 (2) 信用事業収支の状況	55
c 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	経営資料編3 信用事業の状況 (3) 資金運用・調達の状況	55
d 受取利息及び支払利息の増減	経営資料編3 信用事業の状況 (4) 受取利息・支払利息の増減	55
e 総資産経常利益率及び資本経常利益率	経営資料編2 経営指標 (4) 主な諸比率の状況	54

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ数
f 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 (2) 貯金に関する指標	経営資料編 2 経営指標 (4) 主な諸比率の状況	54
a 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (10) 貯金の状況	60
b 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分毎の定期貯金の残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (10) 貯金の状況	60
(3) 貸出金等に関する指標		
a 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ①貸出金種類別残高 (構成比)	58
b 固定金利及び変動金利の区分毎の貸出金の残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ①貸出金種類別残高 (構成比)	58
c 担保の種類別 (貯金等、有価証券、動産、不動産その他の担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。) の貸出金残高及び債務保証見返額	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ④貸出金担保別の内訳	58
d 使途別 (設備資金及び運転資金の区分をいう。) の貸出金残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ②運転資金・設備資金別残高	58
e 主要な農業関係の貸出実績	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) ⑤営農類型・資金種類別残高、⑥農業関係の受託貸付金残高	59
f 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金総額に対する割合	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況 ③業種別貸出残高 (構成比)	58
g 貯貸率の期末値及び期中平均値	経営資料編 3 信用事業の状況 (1) 貯貸率および貯証率の状況	55
(4) 有価証券に関する指標		
a 商品有価証券の種類別 (商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分をいう。) の平均残高	(当組合にはありません)	
b 有価証券の種類別 (国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の区分をいう。次において同じ。) の残存期間別の残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況 ③商品有価証券種類別残高 (構成比)	62
c 有価証券の種類別の平均残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況 ②有価証券の残存期間別残高	61
d 貯証率の期末値及び期中平均値	経営資料編 3 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況 ①有価証券種類別残高	61
ニ. 組合の業務の運営に関する事項	経営資料編 3 信用事業の状況 (1) 貯貸率および貯証率の状況	55
(1) リスク管理の体制	リスク管理への取組み	13
(2) 法令遵守の体制	コンプライアンスへの取組み	13
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	地域貢献情報	12
(4) 当組合が法第 11 条の 7 の 2 第 1 項第 1 号に定める手続実施基本契約を締結するする契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	金融 ADR 制度への対応	15
ホ. 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次の事項	経営資料編 1 決算の状況	37
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書		

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ数
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	経営資料編3 信用事業の状況 (5) リスク管理債権（貸出金）の状況	56
(i) 破綻先債権に該当する貸出金		
(ii) 延滞債権に該当する貸出金		
(iii) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金		
(iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金		
(3) 元本補填契約のある金銭の信託	(当 JA にはありません)	
(4) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣又は金融庁長官が別に定める事項	経営資料編6 自己資本充実の状況	65
(5) 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益		
(i) 有価証券	経営資料編3 信用事業の状況(11) 有価証券等の状況) ④有価証券等の時価情報	62
(ii) 金銭の信託	経営資料編3 信用事業の状況(11) 有価証券等の状況) ④有価証券等の時価情報	62
(iii) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	(当組合にはありません)	
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	経営資料編3 信用事業の状況 (7) 貸倒引当金の状況	57
(7) 貸出金償却の額	経営資料編3 信用事業の状況 (8) 貸出金償却の状況	57

<連結開示項目>

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ数
[連結開示項目]		
イ. 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項		
(1) 組合及び子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	経営資料編 7. 連結情報 (1) グループの概況	78
(2) 子会社等に関する次に掲げる事項	経営資料編 7. 連結情報	78
(i) 名称	同	
(ii) 主たる営業所又は事務所の所在地	同	
(iii) 資本金又は出資金	同	
(iv) 事業の内容	同	
(v) 設立年月日	同	
(vi) 組合が有する議決権割合	同	
(vii) 他の子会社等が有する議決権割合	同	
ロ. 組合及びその子会社等の主要な業務に関する次の事項を連結したもの		
(1) 直近事業年度の事業概況	経営資料編 7. 連結情報 (3) 連結事業の概況	78
(2) 直近の 5 事業年度の次に掲げる経営指標 (i) 経常収益 (事業毎の状況及びその合計)	経営資料編 7. 連結情報 (9) 連結経営指標 ① 連結事業年度の主要な経営指標 ② 連結ベースの経常収益等	97
(ii) 経常利益又は経常損失	経営資料編 7. 連結情報 (9) 連結経営指標 ① 連結事業年度の主要な経営指標	97
(iii) 当期利益又は当期損失	同	
(iv) 純資産額	同	
(v) 総資産額	同	
(vi) 連結自己資本比率	同	
ハ. JA 及びその子会社等の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次の事項を連結したもの		
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	経営資料編 7. 連結情報	78
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (i) 破綻先債権に該当する貸出金 (ii) 延滞債権に該当する貸出金 (iii) 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 (iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	経営資料編 7. 連結情報 (10) 連結事業年度リスク管理債権 (貸出金) の状況	98
(3) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣又は金融庁長官が別に定める事項	経営資料編 8. 連結自己資本充実の状況	100
(4) 組合及びその子法人等が 2 以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの。(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)	経営資料編 7. 連結情報 (9) 連結経営指標 ② 連結事業年度の経常収益等	97